

平成19年第5回防府市議会定例会会議録（その2）

平成19年12月10日（月曜日）

議事日程

平成19年12月10日（月曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（28名）

1番	原 田 洋 介 君	2番	藤 本 和 久 君
3番	山 根 祐 二 君	4番	斉 藤 旭 君
5番	横 田 和 雄 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	木 村 一 彦 君	8番	重 川 恭 年 君
9番	松 村 学 君	10番	伊 藤 央 君
11番	河 杉 憲 二 君	12番	大 村 崇 治 君
14番	山 本 久 江 君	15番	平 田 豊 民 君
17番	藤 野 文 彦 君	18番	高 砂 朋 子 君
19番	安 藤 二 郎 君	20番	今 津 誠 一 君
21番	河 村 龍 夫 君	22番	久 保 玄 爾 君
23番	山 下 和 明 君	24番	馬 野 昭 彦 君
25番	深 田 慎 治 君	26番	山 田 如 仙 君
27番	中 司 実 君	28番	田 中 健 次 君
29番	佐 鹿 博 敏 君	30番	行 重 延 昭 君

欠席議員（1名）

13番 三 原 昭 治 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、三原議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、木村議員、
8番、重川議員、御兩名にお願いします。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、19番、安藤議員。

〔19番 安藤 二郎君 登壇〕

19番（安藤 二郎君） おはようございます。

平成19年の最後の12月議会にトップバッターに返り咲きましたみどりの会の安藤でございます。トップバッターというのは、チャンスメーカーですので、あと長距離砲はたくさんおりますので、チャンスメーカーになるような誠意あるお答えをひとつ執行部には

よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

ここ数年日本を代表するリーディングカンパニー、いわゆる老舗ですけれども、こういう会社から基本的な企業倫理を問われる問題が頻繁に起こるという情けない状況が続いております。安ければいい風潮がこれまで高い倫理観を持って会社経営に当たってきた企業は、もろくも崩れようとしております。これは古くから培われてきたとうい日本の文化が失われつつあることを示しております。

建設業界においても、下関の例に見られるように、ややもすると安かろう、悪かろうと推測されてもおかしくない状況が発生しております。また、ここにきて全国各地で地域の基盤産業となっている建設業の疲弊が顕在化し、地方の発展に支障を来すという深刻な問題になってまいりました。どうやらその原因の一つとして、公共工事入札時における30%カットの問題が表面化、発注者サイドである官側でさえ問題視するに至り、現に宮崎県においては、最低価格ラインを見直すという極めて迅速な対応がとられております。

防府市における公共工事の低価格入札について、さきの6月議会においてその異常さが業界の偽計を招き、町全体の活気をそいでしまっていることを指摘いたしました。もう一度公共工事の意味を考えてみたいと思うのです。

心から防府市の発展を願うとするならば、職員の厳正な積算によって積み上げられ、適正な価格として設定された予定価格、これが定められておるわけですから、これに近い価格によって工事が施行され、適正な利潤を得て業界の発展に資すること、これこそが血税を市民へ還元する最も正しい公共工事の役割というものではないでしょうか。ですから、公共工事における競争原理というのは、できてくる製品の品質を競争すべきものであって、価格の競争をすべきものではないはずであります。

行政改革の柱は申すまでもなく、徹底した歳出削減ということでありましょうが、予定価格を30%もカットするパーゲンセールのようなことが、ここで言う歳出削減には当たらないということを認識しておかなくてはなりません。ましてその結果が地域経済の基盤産業となっている建設業をいたずらに衰退させ、税収減を招いていたのでは、ますます防府市の発展はおぼつかないでしょう。

さて、このように厳しい入札によって元気を失っている一方で、同じ入札でも入札監理課を通っていないもの、あるいはまた通っていても見えにくいものの中に幾つかの不可解な入札が見えてまいりました。幾つかの具体例に触れ、庁内における入札がいずれの場合も公平に行われているかどうか、またどうすれば本当に防府市民のためになるのかについて考えてみたいと思います。

まず第1点、ソフトウェアの入札についてでございます。

庁内では、机に座っている職員はほとんどパソコンに向かって仕事をしているように、今やパソコンは手放せないツールになってまいりました。防府市でも来年平成20年9月には現状のホストコンピュータのリース期限が切れ、新たなシステムを構築すべく検討に入らなければならない状況にあります。市場でのITの進歩は目まぐるしいものであって、システム改編には相当な意識改革を伴わなければなりません。

さて、このような中、コンピュータシステムにおけるソフトウェアの発注、入札はどんな形で行われているのか、統合型GISを例に考えていきましょう。統合型GISは、平成16年、システムが導入され、ようやく各課で活用状況となってまいりましたけれども、まだまだ下水道、道路、河川、農地等、適用すべき範囲はこれからという状況にあります。

こうした中で、昨年、平成18年、都市計画課では、公園管理システムというソフトを導入、建築指導課では道路データの電子化を発注しております。実はこうした物件の入札については、各課で入札ができ、入札監理課を通らないため見えにくいものとなっております。

そこで質問しますが、こうしたソフトウェアの発注の際に、発注者側である市には標準歩掛等積算の基準となるものがあるかどうか、またどのようにして予定価格を設定されているのかについてお尋ねをいたします。

次に、電力供給の入札についてです。

電力供給、すなわち今こうして明るく照らしている電気は、地元中国電力からのものではなく、市庁舎及び競輪場の電気は、別の電力供給会社が供給しているようです。同じ市の施設でもクリーンセンターは中国電力というようになっているようです。どうしてこのようになってしまったのか、電気について競争入札をすることに至った経緯、さらには入札の結果について、それぞれの施設について御説明いただきたいと思います。

3番目、新体育館の入札についてです。

いよいよ来年度より新体育館が着工の運びとなるようですけれども、着工に当たって多くの市民が最も関心を持っておられることは、これで少しは景気が刺激されて元気が蘇るのではないかという期待感です。実際総工費約40億円として単純計算をしますと、1社当たり4,000万円ずつの工事をすると実に100社の会社が潤います。1社当たり仮に1億円ずつだとしても、実に40社が潤うこととなります。

こういうふうに単純化はできませんが、そんな計算もしたくなるほど地元建設業界は疲弊してしまっております。市長さんの好きな右田ヶ岳は急峻で、すそ野はありませんけれども、建設業は富士山のように膨大なすそ野を持ってあって、地元経済への影響は極めて

大きいものがあります。この際、ぜひとも地元業界が全勢力を挙げてこの工事に参画し、防府市にとって実りあるものとなるような施策を講じていただきたいものです。そうすることによって今回の体育館、防府市民すべてのものがこれは自分たちの力で作り上げたんだと胸が張れるようなものにしたいではありませんか。

さて、そこで質問です。そのために現在どのような形の入札にしようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員の質問に対する答弁求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは入札のあり方についての御質問にお答えいたします。

新体育館並びに新体育館の入札についての御質問にお答えいたします。

新体育館は、健康でゆとりと生きがいに満ちた市民生活の向上に寄与することを目的に、市民が生涯にわたりそれぞれの目的、健康、体力、年齢に応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しむためのスポーツの総括的拠点施設として建設するもので、その構造・規模は、鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）の2階建てで、1階にメインアリーナ、トレーニング室、軽運動室、2階に観覧席、サブアリーナ、プレイルームを配置した延べ床面積が約1万1,200平米のスポーツ施設です。

この工事の発注は、来年度を予定していますが、入札に当たりましては、防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱等の規定に基づき、公平性、透明性、競争性の確保に努め、市民の皆様が納得できる入札を執行してまいりたいと考えております。

さて、議員御提案の「市内の業者で施工できないか」とのお尋ねでございますが、新体育館は本市では近年にない大規模な建築工事になりますので、入札参加業者につきましては、技術力、作業員数、資金調達、事故が発生した場合の処理能力、現場の指揮采配のノウハウや経験など、一定水準以上の能力がある業者を選定することが必要だと考えております。

特に本市が過去に発注した大規模な建築工事の例をみますと、安全性、確実性を考慮して企業の経営規模や経営状況、技術力を示した経営事項審査の総合評定値や同種工事の施工実績が重要な選定基準となっております。

このことから、基本的には防府市建設工事共同企業体取扱要綱に基づく3者による共同企業体になりますので、市内の業者には共同企業体の構成員として入札に参加していただくことは可能と考えております。

いずれにいたしましても、業者の選定は、新体育館の品質の確保に直接影響してまいり

ますことから、検討を重ねながら慎重にとり行ってまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

残余の質問につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） ありがとうございます。入札のやり方について、方法について論ずる前に、その前提条件としてこの体育館建設のための資金調達の計画を明確にさせていただいて、それによって入札の方法が変わってくると思いますので、どういうふうな資金計画をされておられるのか、御説明をよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 資金調達の計画という御質問でございますが、先ほどありましたが、大体40億円程度の予算規模を予定いたしております。そのうちの1割程度を国庫補助、残りは起債で計画しておるところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 起債がどの程度で一般財源がどのくらいかお願いします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 補助金が4億円予定しております。起債が27億円、残りが一般財源9億円でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） さきの総務委員会の所管事務調査で説明された中によりますと、一般財源が約9億円ぐらいの予定をしているということになっておりますけれども、実はなぜこれを聞いたかと申しますと、これによって従来あった例えば平成19年度の投資的経費、公共事業に費やされる経費が約40億円ぐらいあるわけですけれども、その何%かはこの体育館で食われてしまって、これまでの公共事業の数が減ってくるという可能性があるかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいために聞いたんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、大型事業をやることで普通の投資的経費に影響があるのではないかということですがけれども、当然のことながら影響はございます。御承知のように普通交付税の大幅削減とか、税収が伸びない中、今後の歳入に非常に厳しいものがございます。財源は限られておりますことから、必然的に今の予算の制約を受けるのはいた

し方ないことと思っております。それで、臨時的なこういった大きな投資を要する事業の実施時期には、他の経費はできるだけ節約に努めて、サービス低下を来さないようにやっ
ていこうと、努めてまいりたいと思っております。

投資的経費には極力影響が出ないように計画的、あるいは効率的に執行をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） ということで、さらに一般的な公共事業に圧迫を受けるということであれば、いろいろな意味で検討しなければなりません。先ほど市長の答弁でこれは一般競争入札にするんだと、その中に市内の業者が入ればよろしいと、それも3者ですよという話がありましたけれども、その3者はすべて市内の業者ということでやれますでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 3者というのは、JVでございますので、全部が市内業者とは限りません。

それと全部市内の業者でやれるかということですが、これにつきましてはいろいろ条件を今から課していきますので、その辺がクリアできれば市内業者でも可能と思われ
ますけれども、今回の体育館につきましては、非常にハードルが高い部分を想定しておりますので、今の段階では何とも申せない状況でございます。

先ほど市長の答弁にありましたように、JVについては、この辺については7億円以上になりますので、3者ということで対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 共同企業体の結成に関する事で要綱が定められております。それによりますと、今の金額の7億円以上は3者とするということは、これは基準としま
すと書いてあります。そして、詳細については、競争入札審査会で決定しますと書いてあ
ります。ですから、それが3者になるか、4者になるか、結局競争入札審査会で決められ
ることではないでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今の審査会で決められることではないか、3者を4者にし
てもいいのではないかという御質問でございますが、私ども、今ちゃんとした要綱を設け
ております。現時点ではその都度この要綱を変更する考えはございませんので、3社でい
くようになるのではないかと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 「なるのではないか」なのか、「3者とします」とするのか、その辺をお聞きしたいのです。そして、どういうことかということ、先ほども申し上げたとおり、これはかなり公共事業を圧迫することになります。ですから、できるだけ多くの市内業者を算入させる必要があると思うんです。それが市民のためなんです。その辺についてはどうお考えですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） さっきと繰り返し、えどるような格好になりますけれども、現時点ではその都度要綱を変更する考えはございません。考えは今のところ持っておりません。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） そうしますと、あくまでも一般競争入札で、しかも共同企業体は3者に限ると、そう決まっているということでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 何度も同じことになりますが、現時点では私が今申しましたような3者でということでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） しつこく言いますけれども、これは第2条共同企業体の結成、2項に競争入札審査会で決定すると書いてある、3者というのは基準ですよと書いてあります。ですから、私の要望としては、ぜひできるだけ市内の業者が参入できるような形をとっていただきたいというふうな要望をしておきたいと思います。

それから、次に、いろいろな意味で市内業者では難しいことを壇上から市長さんは言われましたけれども、その中で経験という話をされました。確かに体育館の経験なんていうのは何十年に1回ですから、市内の業者で経験した業者なんてあるわけがありません。ところで、それではその業者を監督する市の職員に経験者はいらっしゃるのでしょうか。その辺はどうなんですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これにつきましては、工事監督等業務委託も視野に入れながら対応してまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） そうしますと、市内の業者も業務委託で監督官を連れてきて、経験者、経験ありとしてもよろしいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほどのお答えいたします。

委託も視野に入れていると申しましたのが、管理監督ができる設計施工会社ということも視野に入れているということでございます。

それと関連しますが、当体育館の規模では、市の方も一級建築士でないと工事監督はできないので、市の担当者もその同資格を有する者ということで予定しております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 今前半がちょっと聞こえなかった、何て言われたのですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほどのをもう一度お答えいたします。

管理監督のできる設計施工会社ということも視野に入れておるということでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） それは業務委託の話ですか。市役所ができないから、市役所の課には経験者がいないので、そういうところに業務委託をするという意味ですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 施工監理については、もちろん当然市もそういった一級建築士、職員がおりますし、彼らも当然のことながらそういう監理をやってまいります。さらに今回は体育館という非常に特殊なものでございます。こういったことのフォローできるような設計コンサル、こういった業務委託的なものも視野に入れておるということでございます。来年度予算でこれは査定されるものでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） そうすると業者もそれをやってもよろしいですかと言っているんです。聞いているんです。業者もそれをやりますと当然今の市長が言われた技術的に

も、それから経験上もそういう人を連れてくれば市内業者でできるではないですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これにつきましては、防府市建設工事制限付き一般競争入札の実施要綱で、第4条の3項4号に対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であることと書いてございますように、相手方の業者の方にはそういった監理技術者はちゃんとつけていただくということが必要になろうかと思えます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） それを雇ってきてもいいですかと聞いているので、それに答えてください。

財務部長（吉村 廣樹君） これにつきましては、建設業法第26条に直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要だと、こういうふうになっております。ですから、恒常的な雇用関係というのは、3カ月以上の雇用関係にある者、直接的な雇用関係とは、所属建設業者との間に第三者が介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があることと書いてございますので、安藤議員さんのおっしゃるような、よそからちょっとパート的というわけにはいかないと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） それは後ほどまた精査して、市役所に許されるけれども、業者に許されないというのをちょっときちんと精査したいと思えます。

最後に要望ですけれども、私、今、安心しているのは、ネーミングライツが案が出てないということで、私は非常に安心しております。それはどういうことかということ、一企業の少しの資金を提供されたために、それに、防府市の体育館に名前をつけるなんて、そんな失礼な話はない。市民の血税によって全力を挙げてつくったものですから、市民から公募をしたらどうですか。今、港の施設も潮彩市場と、すばらしい名前がつけました。そのように市民から公募をして名前をいただいたらというふうに要望しておきます。

そして、先ほどの件ですけれども、もう一度きちんと精査されて、市内の業者がよりたくさん参入できるような考えを、あなたたちも市民ですから、市民が豊かになるようなことを考えてください。ということをお願いして、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） ソフトウエアの入札について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） それでは、私の方から1点目のソフトウエアの入札についての御質問にお答えいたします。

市が発注するソフトウェアの設計積算に関して、標準歩掛等積算の基準となるものがあるか、また予定価格の設定はどのようにしているかということでございますが、本市ではソフトウェアの設計積算に関しまして、独自の歩掛等積算の基準となるものを持っておりません。

したがって、ソフトウェアの予定価格の積算を行う場合、山口県が編集しました業務関係積算基準及び標準歩掛表にある設計業務等積算基準の数値や率を使用して積算を行います。しかしながら、この場合に使用する数値や率は、ソフトウェアの設計積算用のものではないこと、またソフトウェア開発にかかる経費、価格、システム等の分析や設計積算が適正であるかどうかの判断が難しいことから、数社のソフトウェア開発業者を指名して参考見積もりを徴収し、その見積もりの積算内容等と前述の業務関係積算基準及び標準歩掛表の数値や率を使用して作成しました積算書との比較検討を行った上で設計書を作成し、それにより予定価格を設定しているところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 答えが非常にあいまいなのでよくわかりませんが、ちょっと一つずつ片づけていきたいと思えます。

最初に、昨年度発注しました公園管理システムについてですけれども、これのまずソフトウェアの内容につきましては、これは積算基準、歩掛かり、こういうものは一切ありませんので、業者の見積もりによると、したがって、業者の言われるままの価格で設計価格はできておると考えてよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 公園管理システムの発注に当たっては、先ほど述べましたように基準となるソフトウェアの設計専用の歩掛かりがないことから、業者3社から参考見積もりの提出を求め、比較検討し、提出された中で最低価格の見積もりを参考に設計価格としたものでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） わかりました。

次に、積算表を見ますと諸経費というのがあります。諸経費が、これは諸経費になりますと途端に積算基準が出てくるんですけれども、これ、山口県の設計業務等積算基準というのがありまして、この中の設計業務の基準に従いまして、諸経費は120%でよろしいというふうに書かれております。120%とは何かというと、実際の作業が100万かかるとしたら諸経費を120万とってよろしいよということです。一体この諸経費とは何で

120%にもなるのか、通常の建設業ですと30%そこそこ、30%がいいところです。

120%まで許した内容をちょっと教えてください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 諸経費の120%とは何かということにお答えします。

これは山口県の業務関係積算基準及び標準歩掛表によりますと、業務管理費と一般管理費等をあわせて諸経費として計上する積算体系になっております。議員の御指摘のとおり直接人件費の120%により算定、得た額とするとされておりますが、この業務関係積算基準及び標準歩掛表には、業務管理費とはということで、請負業者の当該業務担当部署、事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、特殊な技術計算、図面作成等の専門業者に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する経費とされております。

また、一般管理費とは、請負業者の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬等の、この中には従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、国債費、寄附金、地代・家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等及び請負業者が継続的に運営するのに要する費用であって、法人税等この中には地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保険料、その他の営業外費用を含むに充てる費用とされております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 今言われたことは、要するに会社経営に必要な費用というのがいわゆる諸経費です。部長さんは当然建設業の諸経費が何であるか御存じだと思いますけれども、今、説明されてみまして、建設業のいう諸経費とこのソフトウェアの諸経費がどんなに違うか、どこがどれほど90%も違うのか、一言で言ってください。何が違うのか。長くは要りませんよ。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設課長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 一言で言うということですが、一般土木建設業と違うのは、技術的な部分が土木建設業等の違いと考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） コンピュータを扱う人は技術力が高いからそれだけお金を高く取ってよろしいと、建設業でやる技術は技術が低いからそんなにお金は要らないと、そういう判断でよろしいですね。そういう意識を持っている限りは、ソフトウェアに関する、ITに関する意識改革などできるはずがないんです。

次に、ライセンス料についてお尋ねをいたします。

今回、公園管理システムにライセンス料を幾ら払っていると思われませんか。一つのパソコンに対して46万円、これ今の100万円のほかにですよ。ライセンス料46万円、2つのパソコンに25万円、1つに23万6,000円のライセンス料が払われております。これはいわゆるパスコという会社が、このパスカルという基本的なGISのソフトを自分で握ってしまっていて、ライセンス料を払うようになっております。

この説明を聞くと長くなるのでもう聞きませんが、この内訳を見ますと、公園管理システムのためのライセンス料は10万円、そしてパスカルというシステムのソフトのために、見るだけで5万円、それを扱うだけで10万円、それで25万円という計算になるわけです。そういうふうなライセンス料を払われています。そして、この統合型のGISに今、庁舎の中で使っているユーザーというか、パソコンというか、それは全部で、GISに関連しているのは45台あります、45人といえますか。そのうち見るだけの人は33人おります。そして扱えるエディターというものが12人おります。全部計算しますと345万円のライセンス料を払われております。これがまだ今から下水道から道路から河川から全部入れますと膨大なライセンス料になります。

これは通常は今、御存じだと思いますけれども、ヤフー、グーグル、こういうものが当然ライセンス料を払っているんです。払っていますけれども、世界全部、どこでも見れるために非常に安くできております。ところが今、防府市内、防府市庁舎ではこれだけ膨大なライセンス料を払わなければいけない、この統合型GISのライセンス料はいつになったらゼロになるか、ちょっと予測を教えてください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ライセンス料についてでございますが、今全体でのお話、45台ということをおっしゃいましたが、私ども今、都市計画について言えば、まず閲覧用のパスカルビュー、このあたりで作成、削除等が可能なパスカルエディター、このシステムでやっております。その中でこのライセンス料につきましては、都市計画の公園台帳プラス建築指導課等がライセンスを持ちながらやっておりますが、統合型GISの建築指導課につきましては、ライセンスを伴わないということで、数者より入札等を行っておりますが、そのあたりでのライセンス料につきましては、今後そのあたりの見直しは必要と考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 今、建築指導課はライセンス料を払ってないと言われてます

けど、御存じないですね。ちゃんと払われております。4台分のライセンス料を払われております。20万円ほど払っておりますので、よく調べてください。今回のことに関してライセンス料を払っているんですよ。確認してください。

それで、あとは問題はこの入札をされたということですが、この都市計画課もそして公園管理システム、道路データのデジタル化も確かに入札されております。これはいわゆる今話題になっている偽装請負ではありませんが、まさに偽装入札に当たります。なぜか、それはいずれの場合もパスカルというそういう動作環境にないといけないわけです。ですから、ほかの業者が入っていてもライセンス料をパスコに対して払わなければ入札できませんよ。それは公平な入札ではないではないですか。公平には入れないわけですよ。パスカルの動作環境のもとでこういうシステムを入れてくださいと言っているわけですから、ライセンス料を払わなければいけません。その点についてこの入札が適切であったかどうか、御説明できますか。できたら、できなければいいです。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） データ整理につきましては、パスカルの動作環境で使用するためにこのシステムの開発者である株式会社パスコ以外の会社は、同社にライセンス料を払わなければならず、公平な入札とは言えないのではないかとということでございますが、議員御指摘のとおり本市の統合型GISシステムにつきましては、パスコの開発システムであるパスカルで作動いたしますが、先ほど言いました建築指導課ではプログラムの作成及びデータの入力といった委託業務内容でございますので、競争入札として行ったものでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 最後に要望ですけれども、実は担当課というのは、こういうものを画面上で見たいという要望はできると思うのです。しかし、その要望にこたえるためにどういうソフトを使って、どれだけのコストをかけてつくりますよと、ソフトをつくりますよ、こういうデータ管理をしますよということは、担当課ではわからないはずですよ。今、担当部長、言われたように、部長ですら把握しておりません。担当課ともじっくり話をしましたけれども、担当課はソフトウェアに関して一切わかっておりません。そういう人が入札をされているわけです。それは業者の言いなりと言われても仕方のない話です。

そこで提案ですけれども、ぜひこれを機会に要望することは担当課でいいです。こういうことをやってくれと、仕事を要望するのは結構、そこをどういうソフトを使って、どういう手段で、どういうコストをかけてやるという担当者を別につくらなければいけないと思うんです。これからどんどんITは分化されてきます。ホストコンピュータのシステム

はオープンシステムになります。そうするとますます担当課に負担が増えてまいります。そうすると、担当課はそれぞれに全部ソフトウェアに関する知識のある人がいなければならなくなります。そんなばかなことはしないで、要望は担当課から上げて、例えばソフトウェア課というものを設けまして、そこで、すべてのソフトウェアについての積算をそこでやるというようなシステムに変えてほしいと要望しておきます。

以上でこの項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、電力供給の入札について。総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、電力供給の入札について、お答えをいたします。まず、電力供給を競争入札にした目的、経緯は何かとの御質問にお答えをいたします。

我が国の電力供給事業につきましては、電力料金の値下げに対する国民の強い要望や諸外国における電力市場自由化の動き、そして競争原理の導入による市場活性化等を背景に国の規制緩和政策の一環として、平成11年5月に電気事業法が改正をされました。平成12年3月から電力の小売りの自由化がスタートいたしました。

これによりまして、既存の電力会社のネットワークを利用いたしまして、自由化対象のお客に電気を供給するいわゆる特定規模電気事業者の新規参入が可能となったわけがございます。その後、自由化の範囲は段階的に広げられ、平成16年4月からは契約電力500キロワット以上の高圧受電契約者にも適用されたことに伴いまして、本市においても株式会社中国電力以外の特定規模電気事業者から電気の供給を受けることが可能となりました。

これを受けまして、第3次行政改革後期計画の中で、経費節減の推進の一環として、「電力供給の自由化に伴い、競争入札による契約を検討すること」といたしました取り組み項目を掲げており、検討の結果、平成17年度分の電力供給契約から本市における契約電力500キロワット以上の施設でございます本庁舎、競輪場、クリーンセンターの3カ所について一般競争入札を実施したところでございます。

次に、入札の結果はとの御質問でございますが、平成17年度と18年度は、いわゆる入札の参加業者が株式会社中国電力1社でございました。したがって、入札は実施できなかったということではありますが、平成19年度につきましては、クリーンセンターは株式会社中国電力1者のみの入札となりましたが、本庁舎と競輪場につきましては、株式会社中国電力と株式会社エネットの2者による入札を実施いたしました。その結果、2カ所とも株式会社エネットが落札をされ、合わせて年間、金額的にはわずかでございますが、18万円程度の経費の削減が図られる予定となっております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 入札の方式ですけれども、これは指名競争なのか、一般競争なのかお尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 一般競争入札でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 何者が応札されたんですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 先ほど申しあげましたように、19年度においては、中国電力株式会社と株式会社エネット2者でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 今、いわゆるこれは発電事業者と言うんですが、発電事業者とは全国に10者以上あるわけですけれども、どうして応札しなかったか予測、ついておりますか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それはちょっとわかりませんが、いずれにしても、業者の方が選択をされる中で応募がなかったというふうに私は解釈をいたしております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 次に、庁舎、競輪場はエネットであると、クリーンセンターはエネットが辞退をしたということですが、庁舎、競輪場、クリーンセンターその3つの消費電力量をちょっとお知らせ願います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） クリーンセンターについてお答えをいたします。

クリーンセンターにつきましては、契約電力量が1,325キロワットでございます。ちなみに、18年度の消費電力と言われましたが、総合計で使用料が数字で棒読みで申し上げます。7,765,688キロワットという、18年度はそういうような数値になっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） ちょっと今、競輪の方は手元にはないんですが、本庁舎でしたら契約を今500キロワット以上でございますから、年間で126万キロワットの予定であります。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） もう一度すみません。クリーンセンター、幾つですって。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 大変失礼しました。ちょっと、数値が、776万5,688キロワットでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） そうしますと、エネットの発電能力についてお伺いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） エネット自社の発電能力といたしましては、私どもが把握しているのが35万キロワットというふうに聞いておりますが、届け出出力、いわゆる供給できる電力量は、約140万キロワットと聞いております。これは自社発電分と購入電力分を合わせた数字というふうにお聞きをいたしております。

なお、この数字は全国でもトップレベルというふうなこともあわせてお知らせをいたしておきます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 市役所が126万キロワットと言われたですね。それでエネットが140万キロワットということは、市役所を供給したらもうあとできないということですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 先ほど申しました126万キロワットというのは予定でありますから、必ずしもそこまでいくとは限りませんが、いずれにいたしましても、その契約をした相手方の供給電力が足らなければ中電がバックアップするというふうな契約になっておりますので、その辺は問題ないというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） このエネットという発電所はどこにあるんですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） エネットさんは発電所は全国にまたがっております、全部言いますか。結構ありますよ。

19番（安藤 二郎君） 大まかで。

総務部長（浅田 道生君） 大まかでしたら、北は発電所は茨城県、それから京都府、それから千葉県、広島県等でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） そういう全国にまたがってしかも千葉県あたりから来ますと周波数も違うというふうなこともあります。ところで今ちらっと部長さん言われましたけれども、いわゆる保守管理、それからシステムダウンのときはどうされるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） これは株式会社エネットと中国電力との託送供給約款というのがございます。これに基づきまして万が一発電設備の故障等がございましたら、いわゆる中電が先ほど申しましたようにバックアップをするということになっております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 要するにこの会社というのは、発電事業所ということで、電力を供給するためのアシストメントしてハードウェアを伴って供給されるわけですが、その一部である発電だけを担っている会社だそうであります。この会社とすべてのシステムとして持っている中国電力と均等にそれを入札にかけるといえるのはいかがなものかと思いますが、山口県内でほかの市町村で、どこか契約されているところがあるかどうかお尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） エネットさんが県内で契約していらっしゃる場所は、山口県のセミナーパークがエネットと契約というふうに聞いておりますし、中国管内ではそのほか11カ所程度、エネットさんが今回契約されているというふうに聞いておりますし、直接ではないんですが、山口県におかれましても、17年度よりは一般競争入札という形をとっていらっしゃいますから、今の供給の自由化という波の中で、やはりその競争性を確保するという面から見れば、結果は別にいたしまして、今後もそういった形をとっていくべきというふうには考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 結局、今、言いましたように、建設業で言いますと総合建設業というのはゼネコンですね。そして、ゼネコンの中には、今、分離発注している電気工事とか水道工事とかそういうものは分離発注して、それぞれに水道業者は水道業者で入札をする、電気業者は電気業者で入札をするという話です。それをゼネコンと水道業者が一緒に並んで入札しているようなものです。こんなナンセンスな入札をすること自体が僕は間違っておると思います。それで、ほかの市町村もそんなあほらしい、ナンセンスな入札はしないでしょ。恐らく今から進んでいかないだろうというふうに私は思っております。

それで、最後に要望ですけれども、市政運営に経営感覚を取り入れなさいということは私、間違っていないし、大賛成であると思います。ところが企業の場合の経営感覚とこういう公共体の経営感覚とは別であることをよく認識しておかなくてはなりません。どういうことかという、こういうところにあらわれてくるわけです。というのは企業の果実というのは利潤です。企業は利潤を求める、だからとにかく安いところを求めていくのは当たり前な話なんです。だけど、公共というのは、これは市政運営というのはサービスを向上することなんです。サービスを提供するのが公共です。それをたかが何千万円かに当たるものに対して10数万円の入札差金があるからといって入札をかけて、その目的に合致したと私は全く思っておりません。10数万円で中国電力のサービスを代替えできるとはとても思えません。そんなことをしてまでやる必要はないと思います。防府市の権威が落ちてしまいます。という意味で、ぜひこれは見直していただきたいというふうに思っております。

それとこれは前のソフトウェアと同じですけれども、どうして防府市は東京が好きなのか知りませんが、エネットも東京です。そしてソフトウェアのパスコも東京です。何も東京にお金を落とさなくても防府市にお金が落ちるように、ひとつ地元に着るようにすべての面で努力をしていただきたい、そういう要望をして終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、19番、安藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、20番、今津議員。

〔20番 今津 誠一君 登壇〕

20番（今津 誠一君） それでは、通告に従いましてお尋ねをさせていただきます。

まず、スピーディな行政（政策実施のスピードアップ）についてお尋ねをいたします。

防府市は、本年の4月、市民の要望や相談に対し、素早い対応を目指すことをねらいに市民なんでも相談課を新設しました。スピーディな行政ということに目を向けたことは評価できると思います。私はこの視点をさらに敷衍して、もろもろの政策実施のスピードアップを図る必要があると、今、痛切に感じています。

御案内のとおり2006年3月に防府市後期基本計画ができ上がり、分野別にそれぞれの政策課題と施策が示されました。職員は作文を書くことは比較的得意で、内容もそれなりのものができたと思います。しかし、その後1年9カ月が経過しましたが、果たしてその施策がどれだけ実施されたか、私のアバウトな観測ではとても十分な成果が上がったとは言えないと感じています。なぜ十分な成果が上がっていないのか、その原因を探り、今後の方策を講じる必要があると思います。

主な原因としてまず指摘できるのは、1、組織内に政策実施の成果をチェックするシステムがないことです。成果がなくても見直されることがないため、ずるずると時間だけが経過しています。2、いついつまでに実施するという達成の期日目標が示されていないことです。3、職員の仕事に対する意識、つまり政策を一定期間内に必ず実施するという意識の欠如です。職員は作文を書くことが仕事だと錯覚している嫌いがあります。政策を実現することこそが職員が一番の仕事です。そのためにもっと知恵を出し、汗をかく必要があると思います。

私は過日、ある課の職員に所管の課題について今いかなる政策を検討しているのか尋ねました。返ってきた答えは、来年度の予算が決まれば検討したいと思っているということでした。とんでもない話です。考えること、やることは山ほどある、いや無限にあります。この職員は金がなければ知恵を出そうという知恵がない人です。ある人が「民間の企業は時速100キロで走るとしたら行政はせいぜい20キロだろう。民間は競争も厳しく、常に企業の存否をかけて危機感を持って仕事をしている。目標を定め、いつまでの達成が義務づけられている。それに比して公務員は仕事をしてもしなくても給料は保障されている。リストラはない。この恵まれ過ぎた労働環境が80キロの差の原因だ」と言っています。また、ある人は、「行政と民間の一番の違いは、時間に対するコスト意識である。1年でできることを平気で2年、3年かけている。一月でできることを平気で半年、1年かけている。これは市民に見えざる税金を課しているのと同じことだ」と言っています。市民に見えざる税金を課しているのと同じことだという指摘を職員は心して受け止めなければならないと思います。

私は、その意味で、スピーディな行政は大いなる行政改革であると同時に、大いなる財政改革であると確信します。

そこでお尋ねいたしますが、現在、政策実施の成果をだれが、あるいはどこがどうやってチェックしているのか、また今後そのチェック体制をどう改善するのかお答えください。

次に、職員の時間に対するコスト意識をどうやって高めるのか、また職員の仕事に対する意識改革をどう促すのかお答えください。

次に、政策実施のスピードアップに関し、2つ提案したいと思います。一つは既に県は実施していると聞きますが、職員の民間企業への派遣を検討していただきたいと思います。そこで、早速来年度の新入職員を1年間程度派遣していただきたいと思います。高校、大学を卒業後すぐに役所という特殊社会に入ると、世間の常識、民間の常識を知らないまま役所の常識に染まってしまう、このことは不幸なことだと思います。長い目で見たら必ず防府市にとってプラスになると確信します。積極的な御回答を期待します。

いま一つは、政策担当部局の充実です。私は今、防府市の将来を見据え、広い視野と深い洞察を持って重要政策を考えるブレーンの不在を痛感しています。個々に人材を投入することは急務だと思います。一人でもいいから、外部から優秀なブレーンをアドバイザーとして加えることを提案いたします。ぜひ真剣に検討していただきたいと思います。

次に、市民ぐるみの地球温暖化対策についてお尋ねいたします。

ことしの日本の夏の暑さは異常でした。埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市では40.9度の気温が観測され、74年ぶりに最高気温が更新されました。この暑さによる熱中症で全国14人の死者が出たと報じられました。日本のみならず世界各地でも洪水、暴風雨、熱波、寒波、干ばつ、森林火災、海面水位の上昇などの異常気象が多発し、多くの犠牲者が出ています。

世界の異常気象を簡単に紹介しますと、2006年末、オーストラリア全土が過去1000年間で最悪の干ばつ、2007年、イギリス南部、60年ぶりの大洪水、ルーマニア、気温44度、ギリシャ・セルビア、気温45度、ハンガリー、猛暑死者500人、アドリア海岸、山火事頻発、インド・バングラディシュ大洪水、マダガスカル、巨大サイクロン、中国・重慶、豪雨等々が発生しております。さらに北極海でも海面海氷面積が史上最小になったことが衛星で観測されていますが、このためホッキョクグマが絶滅の危機に瀕していると聞きます。北極海の海氷は、太陽光線を反射するため冷却板の役割を果たしていますが、これが消失することは、地球温暖化をさらに進行させると言われています。

御案内のとおりこれらの異常気象は、温室効果ガスと言われるCO₂をはじめメタン、亜酸化水素、フロン等が排出と吸収のバランスを超えて大気中に大量に排出されることが原因と考えられています。この人為的温暖化による生態系の破壊によって地球に住む人や多くの生物が生存の危機に直面していると言っても過言ではないでしょう。

この地球温暖化の進行をとめるには、世界の国々が足並みをそろえ、京都議定書に定められたCO₂削減の目標達成に努めるとともに、世界の67億人の人々がこの問題に対する認識を共有し、それぞれの地域で温暖化解消に取り組むことが大事だと思います。

そこで、私たちは世界の中の防府市として、温暖化防止のために何をすべきか、何ができるか、その具体的政策を掲げ、市民ぐるみでその達成のため地道な努力を重ねていかなければならないと思います。

私はこれまでの防府市の温暖化防止の取り組みは、残念ながら余り評価できません。先日エコ問題に積極的に取り組んでいる愛知県田原市に視察に行つてまいりましたが、参加者全員が異口同音に同じ感想を漏らしました。この地球温暖化問題は、今や全世界的課題であることを考えたとき、防府市の政策課題の中でも最重要課題の一つに挙げるべきもの

だと思えます。今後これに対する認識を新たにさせていただいて、できることからできる限りの政策を早く実行していただきたいと思えます。

以下、温暖化防止の具体的取り組みを幾つか提案させていただきます。

1、CO₂削減計画をつくり、何年までに何%削減するという削減目標を示していただきたい。あわせて削減の重点政策も示していただきたいと思えます。例えば東京都のCO₂削減計画は、2020年までにCO₂25%削減を打ち出し、その重点政策として大規模事業者の排出規制、白熱球の一掃、低公害車の利用促進、屋上・壁面緑化を掲げています。

2、CO₂削減計画を実行するには、行政、事業者、市民が三位一体となってまさに市民ぐるみで努力する必要があります。そこで、行政、事業者、市民の責務を規定した温暖化防止条例を制定することは、非常に意味があると思えます。ぜひこの条例を制定していただきたいと思えます。

3、市内の全小学校と市の庁舎に太陽光発電機を設置していただきたいと思えます。このねらいは、クリーンエネルギーの利用促進と子どもたちの環境教育と市民の環境意識の啓発です。行政が率先してクリーンエネルギーを利用することは、市民への強いメッセージになると信じます。

4、これは金がなくてもできる施策の一例として提案いたしますが、マイバッグの利用促進運動を展開していただきたいと思えます。このねらいはCO₂のもとをなくすことと、市民の啓発、市民と行政の一体化したエコへの取り組みです。

これについて少し私案を紹介させていただきますと、職員みずからがデザインしたエコバッグを市民ぐるみの地球温暖化防止運動のシンボルとして市民に使ってもらおうというものです。具体的な方法として、まず女性職員にエコバックの生地を選定、大きさ、デザインを考えてもらいます。それを市内の縫製会社に見本用として何袋か発注します。この見本に趣意書を添え、各自治会に回覧してもらい、申し込みをいただきます。その収量を集計し、改めて縫製会社に発注します。そうすれば1袋のロスも生じることはありません。これで市は一銭の金もかけずにエコバッグの利用促進が可能となります。

5、これも金がなくてもできる施策の一例として提案いたしますが、もったいない運動の一環として、不用品交換情報登録制度を創設していただきたいと思えます。家庭で使わなくなった家具や電化製品等に関する情報をデータベース化し、市のホームページでその情報を市民に提供します。市はその譲り受けの仲介のみをします。今人気のフリーマーケットの常設化に等しいと思えます。

以上、5点提案し、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からはスピーディな行政についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり国の三位一体改革の取り組みは、地方分権の進展に伴い、地方自治体はこれまで以上にみずからの責任において地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが求められております。このような中、議員御指摘の政策実施のスピードアップは、まさに今日の地方自治体に求められているものでありまして、政策の立案、実施、検証のスピード化を図ることが行政改革、財政改革につながるものだと私も強く感じているところでございます。このため私は事あるごとに職員に対して「業務の遂行に当たっては、スピード感を持って、また一人二役の気持ちで取り組むように」との指示をしてきているところでございます。

さて、御質問の1点目の政策実施に対するチェック体制についてでございますが、平成17年度に第三次防府市総合計画後期基本計画を策定いたしましたですが、その実効性・具体性を確保するという側面から、基本計画を補完するために時を同じくして初めて実行計画を策定いたしましたところでございます。この実行計画におきまして、現状と課題の分析に始まり、市民アンケートの分析、さらに現状をどう変えたいのかといったビジョンや達成すべき目標としてのゴールや指標を定め、これらを基準として既存事業の見直しや新規事業の創設などを行っております。

また、個別の事務事業の評価・検証につきましては、平成18年度から事業の必要性、妥当性、有効性、効率性の検証を担当部署で行う事務事業評価の考え方を導入しております。

今後さらに政策立案、実施、評価の各段階においてチェック体制の強化を図り、検証の精度を高めることにより、計画的かつ効率的な施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問の職員の時間に対するコスト意識の向上と意識改革の促進についてでございますが、私が市政の最重要課題として行政改革をスタートさせるに当たりまして、最も重視したのは、職員の意識改革であり、職員が常にコスト意識を持ちながら主体的にみずからの業務の見直しを進めていくことのでございました。

このため第3次行政改革に先立って、平成11、2年でございますが、職員の意識改革を促すための取り組みを積極的に進めてまいりました。時間に対するコスト意識を持つこと、仕事にスピード感を持って臨むこと、一歩前に入る取り組みといったことは、私が日ごろから事あるごとに職員に指導し続けているところでございます。

現在、平成13年度から立ち上げました第3次行政改革は、大きな成果を上げているとはいえ、地方自治を取り巻く厳しい環境を思いますとき、職員のコスト意識の向上と意識改革は、まだまだ道半ばであると考えております。

そこで、さらなる改革のため、行政経営の質の向上に目を向け、今年度から新たに行政経営品質向上推進事業に取り組むとともに、職員の自主研修の場でもございます暮れ六つTryあぐるセミナーを開催いたしております。

まず、行政経営品質向上推進事業は、自治体の顧客、お客様であります市民の満足度を高めていくために、行政改革による効率化、減量化の推進と並行して、民間企業における経営の視点で行政システムの革新を継続的に目指すものでございます。これにより行政経営という感覚を取り入れ、職員のコスト意識の向上と意識改革の促進を図っていくことができると考えております。

行政経営品質の考え方におきましては、スピードという要素が非常に重視され、基本的な課題となっております。

なお、今年度は議員の皆様にも御参加いただき、私を含めた全職員を対象に、「行政における経営とは何か」という主題で研修を実施するとともに、職員による行政経営品質向上プロジェクトチームを結成して、モデルとして3つの課を対象に内部評価を行い、改善が提案されているところであります。

また、暮れ六つTryあぐるセミナーにつきましては、本年6月から業務終了後に自主参加で10回の研修を実施いたしました。これは単なる勉強会ではなく、職員の意識改革も目的の一つと考えておりました。10月には私自身が講師となって技術職員全員を対象にセミナーを実施いたしました。本日も夕方から中堅若手職員100名余りを対象としたセミナーの講師を私が務めることとなっておりますので、時間に対するコスト意識についても話をしたいと思っております。

次に、御質問の3点目の職員の民間企業への派遣研修の実施についてでございますが、民間感覚を職員に取り入れるという考え方については、私も全く同感でございますが、公務員としての夢を抱いて入所した新人職員をすぐさま民間企業に派遣するのは時期として適当かどうかについて大いなる検討が必要と考えております。と申しますのも、新規採用職員につきましては、まず社会人としての常識や公務員としての自覚を醸成することが重要ではないかと思っております。

民間の感覚を取り入れるという点につきましては、これを目的として始めた社会人対象の採用試験により、民間企業での勤務を経験した職員が平成12年度から今日まで17名入所しております。これら社会人経験者枠で採用した職員は、職員提案制度に積極的に

応募するなど、市役所の中に新しい風を吹き込む起爆剤として周囲の職員にさまざまな刺激を与えているところをごさいますて、そうした意味において私は評価しているところをごさいます。

次に、御質問の4点目の政策担当部局の充実についてでございますが、防府市民が誇りと愛着を持って、県央に存在感のある雄都「ふるさと防府」を築いていくためには、本市の特性を活かしたまちづくりについて、総合的な観点から政策を立案することが必要でございます。そのためには行政内部での政策立案にあわせ、外部の意見を取り入れることも有効な方法でありまして、また政策立案のスピードアップにもつながるものと私も感じているところでございますので、政策課題の調査や新たな施策の研究を大学等との連携により行えないかなど他市の例を参考にしながら、現在取り組んでいるところでございます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） 政策実施の成果を今、企画政策課の方で年1回程度やっているというふうな実態かと思ひますが、やはりこの辺もせいぜい二月に1回程度、実施の状況を見ながらチェックし、そしておこなっているところがあればさらにそれを促進するような指導、助言ですか、そういった機会をもっとふやしていく必要があるのではないかと思ひます。行政経営品質をこれから導入していくということで、これが導入されれば政策実施の成果を評価、改善する、そういったシステムがきちんと構築されますので、それは大いに期待したいと思ひますが、やはりまだ当分それに時間かかりますので、さっき言ったような形でぜひチェックをしていただきたいと、こういうふうにお思ひます。

それから、職員の時間に対するコスト意識、仕事に対する取り組み意欲をどう改めるかと、この質問ですが、市長もこれはずっと指導し続けてきておるんだと、これも行政経営品質の導入によって実効あるものにしたいと、こういうことをごさいます。私、ひとつぜひ提案したいんですが、やはり職員に政策実施の期日と申しますか、それをこの政策はいついつまでに達成、実現するんだと、こういう目標を設定させることが大事ではないかと思ひます。ぜひこれ、大事なことだと思ひますが、いかがでしょう。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 確かにいついつまでということには必要だろうというふうにお考えしております。そうした中で先ほどから出ておりますようなことも必要でございますが、今はいわゆる職員に対して管理職を含めてですが、人事考課と申しますか、これを今、制度化しておこなひまして、各個人のいわゆる今年度に取り組む内容、時期、そういったものは年度当初に出していただくという中で、それぞれの個々の抱えている政策については、

個人的にはといたしますが、一人ひとりのあれについては検証はできますが、全体的な検証となるとやはりそれなりの組織化も今後必要になるのではないかというふうには考えておりますので、今後、検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） それから、3番目の職員の民間企業への派遣研修ですね、特に新入社員を派遣したらどうかという提案をさせてもらったんですけども、答弁では入ったばかりの職員をすぐ民間企業に出すのはいかがなものか、教育期間が必要ではないか、あるいは受け入れ体制側にもちゃんとそういった職員を受け入れてくれるかどうか、その辺も危惧されるということだろうと思うんですね。ただ、その辺はいろいろ検討されて、ぜひ私の趣旨を解していただいて、そういうことをぜひ考えていただきたいと、要望したいと思います。

それと、民間の例えば山銀に派遣するとか、そういったこともありますが、同時にもっと私は泥くさい、体を使う、汗をかく、そういう仕事も新入職員には研修させたら、経験させたらいいのではないかと思うんですね。それで、例えばごみの収集、今、民間委託、一部なっていますけれども、入所して二、三カ月そういうところで経験さすというのもまたこれ、いい勉強になるのではないかなと思いますので、あわせて考えていただきたいと思います。

それから、政策担当部局の充実についてですが、市長も前向きな回答をいただきましたが、私はやはりこの企画政策というのは、防府市の青写真を描く最も重大な部局だと思うんですね。政策の立案、政策の実施、それから実施のチェックも含めて、まさに防府市のこれはゼネラルヘッドクォーターズではないかと、防府のGHQ、総司令部ですね、この充実したGHQが存在して初めて質の高い行政が市民に提供できると、こんなように思います。

これまでもシンクタンクの創設というようなことを二度ばかり提案させていただきましたけれども、現在の企画政策課だけではとても、今、期待されるような仕事ができないのではないかと、手薄なのではないかと私は痛感しております。ここをぜひ充実させるべく組織の改編を考えていただく必要がある、このように考えております。

提案ですが、市長もちょっと申されましたが、ぜひ優秀な人材を一人でもいいからブレンというか、それを外部からアドバイザーとして入れるというのも非常に有効なことではないかと私は考えております。もしそのようにお考えであるならば、ぜひ検討していただきたいと思います。

例を申しますと、新潟市は都市政策研究課に慶応大学のマーケティングのプロの上山教

授という方をアドバイザーとして迎え入れております。これ何で上山教授が行かれたかという、経緯を申しますと、新潟市がかつて8年前に地域ブランド品25品目というのを選定したんだそうです。しかし、そのことを観光案内所の女性すら知らなかった、上山教授がやはりこういうものは他県の人が見て新鮮なものでないとだめですよということをアドバイスした、そのきっかけで新潟市の都市政策研究課に入って、今、いろいろとアドバイスしておられると、こういう経緯があるそうですけれども、そういったぜひ優秀な人を外部から入れるということを検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。もう一度、できたら。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 仮称でございますが、政策アドバイザーの導入ということについては、議員もたしか二、三年前に同じような趣旨の御質問をされた記憶があるわけでございます。現在、市におきましては、それぞれの部署の中で、それぞれの政策立案に当たりましては、東京大学の土木のまちづくりの權威の先生を招聘したりとか、いろいろな観点から、あるいは山口大学の観光行政の先生に審議会の委員になっていただいたりなど、いろいろな形で現在かなりダイナミックにこういう点は展開を実はいたしているところでございます。

ただ、壇上で御答弁いたしましたように、私もかねてからいろいろなことを先例市の話も聞いておりますので、非常に大きな興味を持っているわけでございますが、大学の行政経営に関する学問をしている、あるいはそこで学生、大学院の学生たちがいわゆるワーキンググループも形成して、実地にいろいろな市場の、例えば本市なら本市の市場調査も積極的に行う、聞き取り調査なども行うというような実例を他の市でやっておられるところがあることを承知しておりますので、経費と効果の問題がひとつ大きな要素にはなるわけですが、そんなに大きな金額がかかるようではないようでございますので、ぜひとも本市においてもそういう行政経営、あるいは行政の政策の立案等々について研究をしているような機関と提携をしていくと、こうすることによって定期的にいろいろな事柄について単発的な相談相手ではなくて、総合的な相談相手にもなっていたいのではないかなと、こんなふうに考えているところであります。

議長（行重 延昭君） 次は、市民ぐるみの地球温暖化対策について。生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 市民ぐるみの地球温暖化対策についての御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のように世界各地で頻発する異常気温、洪水、豪雨、干ばつ、台風の多発は、主に先進国に住む私たちの便利で豊かな生活や大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済

システムが引き起こした人為的な温室効果ガスの増加によってもたらされたことは、疑いの余地がなく、今、地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかわる最も重要でかつ喫緊の問題と考えております。

平成18年度の温室効果ガス排出量速報値では、基準年である1990年と比較をいたしますと、二酸化炭素換算で総排出量は6.4%、二酸化炭素の排出量は11.4%上回っておりまして、部門別では工場等の産業部門がこれはマイナス5.6%、商業・事務所等の業務その他部門がプラス41.7%、家庭部門がプラス30.4%、運輸部門がプラス17.0%となっております。ちなみに、前年度と比較をいたしますと、総排出量で1.3%減少はいたしておりますものの、京都議定書の削減目標の6%を達成することは、非常に困難な状況となっております。

このような状況の中で、まず1点目の削減目標値についてでございますが、削減目標につきましては、あくまでも国に準じて基準年比の6%削減といたしております。しかしながら、これまでも御答弁申し上げておりますとおり、本市における基準年である1990年及び現時点における温室効果ガス総排出量は、温室効果ガスの算出根拠となる電気、化石燃料等が各種統計書では市町村レベルで掌握できないこと、また積み上げ方式による算定方法が確立されておらず、現在、国が示しております地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインにおきましても、削減総量目標にかかわらず、例えばマイバッグ持参普及率を何%とするとか、ノーマイカー運動参加事業所を幾つの事業所とするとか、環境家計簿の普及率を何%とするといった個別の事業ごとに事業量を設定する事業量目標を市町村の温暖化対策の基本といたしております。

そのような状況から、市といたしましては、温室効果ガス排出抑制の計画目標は、あくまでも国に準じて基準年度の6%削減といたしますが、二酸化炭素の排出増加率がとりわけ著しい家庭部門、商業・サービスなどの業務その他部門につきましては、国が年度ごとに発表する基準年比で必要となる部門別削減率の推移を参考にしながら、また環境家計簿アンケート調査による市として取り組むべき施策等の御意見等を参考にしながら、具体的には商工会議所や自治会連合会など各関係機関と協議・連携をいたしまして、商業・事業所や御家庭における削減のために効果的な事業量目標を定め、目標達成に向けた温暖化に対する危機意識の喚起と実践啓発に努めてまいります。

次に、2点目の温暖化防止条例の制定についてでございますが、御存じのように京都議定書の採択を受けて、行政、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むために制定された地球温暖化対策の推進に関する法律で、それぞれの世帯の責務が明記しております。本市では、環境基本計画を策定し、特に重点とすべき施策として、地球温暖化

防止の促進を取り上げ、市民、事業者、行政と主体別・行為別の環境配慮事項を掲げておりますが、目標を達成するためにはすべての主体が一体となって、まさに市民ぐるみで温室効果ガスの削減に取り組む必要があり、現在、設置準備をしております防府市環境審議会「地球温暖化対策部会」において、防府市地球温暖化地域推進計画を策定し、これをもって条例にかわるものとしたいと、このように考えております。

3点目の太陽光発電の設置についてでございますが、環境基本計画にも建築物等の建設に当たっては、断熱構造化、省エネルギー型設備や太陽光等の新エネルギーの導入など省エネルギーやエネルギーの効率的利用を図るものとしたしてありまして、公共施設の新築・改築時に、それらの導入について具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

4点目のエコバッグの利用促進運動についてでございますが、御承知のとおり市では市民ができることから取り組んでいく意識を醸成するため、環境家計簿を作成し、その中にも取り組み項目として記載をしておりますが、エコバッグ　これマイバッグでございます　の携帯により1年間に約305億枚、これは1人1日約1枚換算でございますが、1年間に約305億枚のレジ袋の削減、二酸化炭素換算で173万8,500トンの温室効果ガスの削減となります。既にスーパーでは自主的にマイバッグ運動を展開されておりますが、御提案の取り組み手法を含め、さらなる普及に向けてマイバッグ持参、レジ袋有料運動やマイバッグ運動推奨店の認証等への取り組みなど、マイバッグ携帯運動の促進を図るため、各関係機関との協議を含め、取り組みを実施したいと、このように考えております。

最後の不用品交換情報登録制度でございますが、もったいないにあらわれた限られた資源をむだにせず効率的に活用する行動は、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し、循環型社会を構築する上で必要なことであると考えております。不要なものを捨てるのではなく、もう一度使う行動は、中古衣料を主体に現在フリーマーケット等で行われておりますが、家具や電気製品等の大型物品につきましては、リユース、リサイクルが進んでいないのが現状でございます。

御提案の不用品交換情報登録制度につきましては、現在計画中の廃棄物処理施設にリサイクルセンターを設けることといたしてありますが、廃棄物の減量と不用品の有効利用の面から、実施に向けて総合的に検討したいと、このように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君）　20番、今津議員。

20番（今津 誠一君）　それでは、CO₂削減計画、削減目標について再度質問いたします。

まず、CO₂の削減計画をつくり、またCO₂の削減目標を定める際に、現在、防府市の大気中に一体どれだけのCO₂が排出されているのか、CO₂の総排出量を把握する必要があると思います。このことが私はこの温暖化対策のまず起点、スタートになるんだと、このように認識しております。こういうものをきちんと把握することによって初めて、いついつまでに何%削減しようと、こういう目標が定められるわけです。また、この目標があってこそさまざまな施策の実施に力が入ると、こういうものだろうと思います。

そこで、何で現在CO₂の総排出量が把握できないのか、この点についてただしていきたいと思います。その理由とすれば一つには担当課の職員にやる気がないのか、これ予想ですよ、一つ。それから、もう一つは、あるいは担当課の現在のキャパシティではそれを超えておるのかというこの2つの可能性があると思います。いずれなのかこれを明らかにすることが非常に大事だと思いますし、私の今回の質問の大きなポイントなんです。

これまで、今も部長、申されましたが、当局の見解は電力や化石燃料等の消費量が市レベルで把握できないんだと、また産業部門や民生部門の事業系の算定方法が確立しておらぬと、だから総排出量は把握できないんだと、こういう見解なんですね。

しかし、この見解はもはや通用しないと思います。と申しますのは、先日、愛知県の田原市に視察に行っていました。田原市は現在のCO₂の排出量をきちんと把握すると同時に、1990年の排出量も経済指標やヒアリング結果を利用して推計をしております。これは何も田原市だけではありません。ちょっと私、調べたんですが、札幌市、神奈川県大和市、石川県小松市、松江市等々もちゃんと算出しております。まだほかに調べれば多数あるのではないかと思います。こういうわけで、さっきの部長の答弁はもう通用しない、そういう見解は通用しない、こういうふうに認識してもらいたいと思います。

ちなみに、田原市がどういうふうに行ったかと申しますと、田原市はアンケートやヒアリング調査をやったと、これ一次産業、二次産業、それから個人、そういうところを対象にアンケートやヒアリング調査をやった、非常に泥くさいことをやっています。そういう調査を通じて産業部門、民生部門、あるいは運営部門、公的部門でのエネルギー消費量をまず算定していく、それぞれの部門でエネルギーの種類別、つまり石油、LPガス、電力、これらの比率を調べて、CO₂の今度は排出係数、これに乗じて全体のCO₂排出量を算定して把握していると、こういうことのように。ですから、私はぜひそういう見解を改めていただきたいということをここで強く申し上げておきたいと思います。

それで、先ほどのなぜ把握できないのかということですが、やはり田原市がやっておることを想定しますと、現在の担当課ではちょっと無理だなと、キャパをかなり超えているというふうに私は判断せざるを得ません。こういう大きな問題を一担当課に丸投げしてい

ても無理なので、早急に新たな組織的対応、つまりもっと充実した組織にしてこの温暖化対策に取り組むということが必要なのではないかと、このように思います。これは市長、あるいは副市長の判断力としますので、ぜひその点について御答弁をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） まず、先ほど御指摘をいただきました、なんで出ないのかということでございます。これにつきましては、私どももどのような方法があるのかということを経営部でも検討はいたしましたわけですが、何しろ私たちの手元にそういったデータそのものがないと、どこを探してもそのデータがないと、具体的なデータがないということでございます。

したがって、私ども、今、考えておりますのは、これ、先ほども申しましたように、今後、環境家計簿とかそういったものを今つくって配っておりますので、そういった実務上の実数値を把握していくしかないのではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

いずれにしても、今、御示唆をいただきましたそういった他市の状況、具体的な状況というのも詳細に検討をさせていただきながら、今後、そういった数値の把握に努めてまいりたいと、このように考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） この質問は、平成18年9月に、前におられる藤本議員さんがしておられるんですね。そのときに市長さんが答弁されて、藤本さんがプロジェクトチームをつくって対応したらどうかと、市長もそれを検討したいというような答弁をしておられます。ところが、一向にそれも進んでおらんわけですね。そういうことも考えて、ぜひ市長さん、今すぐそこで答弁できなければ、新たな組織的対応が必要なんだと、こういう認識をしていただいて、ぜひ施策を考えていただきたいと要望しておきますので。

それで、この削減目標を定めるのには相当まだ時間がかかりますので、これをつくって次の施策をやるとそれに間に合いませんので、今、取り組むことのできる施策を明示して、そしてこれを実行することによってCO₂の削減を何%に持っていくんだということは示せるはずですから、これはぜひこれから、今すぐ答えてと言ってもよう答えてしょうから、内部でじっくり検討して、そういうものはっきり示してもらいたい。先ほど言いました重点政策についてはちょっと答弁なかったんですが、その中でもこれとこれとこれを重点政策にするんだということもあわせてはっきり示していただきたい、このように要望しておきます。

それから、2点目の条例ですが、条例をつくるのにそんな難しい話ではないと思うんで

すよ。さっきの答弁では、何とかの会議で決めたものを条例にかわるものにするというような答弁でしたけれども、条例をつくったらいいではないですか。何でできないんですか。簡単に教えてください。時間ないから。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） お答え申し上げます。

今、私どもが考えておりますのは、まず上位の部門でございます法律そのものがあるということ、その法律に基づいて私どもが具体的に取り組んでいく、その具体的に取り組んでいくものをまず環境基本計画で基本的なもので策定をいたしまして、次に、ちょっと今、もう既に環境家計簿までいっておりますけれども、その次の、その環境基本計画をより具体的な取り組み項目とか、そういったものを取り決めるために、今、私どもが考えておりますのが防府市地球温暖化地域推進計画の策定というものを今、視野に入れておるわけでございます。

条例の制定というよりも、したがって、現時点で考えておりますのは、国の基本法に基づきます具体的な取り組み内容というものを視野に入れておりますので、その条例をたちまちつくるということは、現在のところ視野に入れていないと、そういうことでございます

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） 条例を制定することによってまず行政、事業者、市民、それぞれの役割、責任というものが明確になりますよね。それぞれの意識啓発にもなります。いろいろな施策を実行するのに条例があることによって後押ししてくれる、こういう役割も果たします。ですから、この条例の制定というのはぜひ有効ですから、制定してください。お願いします。

それから、次にまいります。

太陽光発電ですが、私、すべての小学校と庁舎に設置したらどうかと申しました。この理由は、まず小学校、市役所は、電力需要がほとんど昼間なんですね。昼間なので、太陽光発電にはうってつけだということがまず1点ですね。それから、2点目には、行政が温暖化対策、CO₂削減に取り組んでいると、こういう市民への強いメッセージになるのではないかと思います。行政が率先して手本を示すことで、市民の環境への意識啓発につながると。3点目には、子どもたちにとって環境を考えるいい教材になると、こういう理由で、太陽光発電、ぜひ設置を考えていただきたい。最初に金がかかるかもしれませんが、最初に金をかけるのがいいのか、あるいはいろいろと問題が起きて金をかけるのがいいのか、考え方があります。私は最初に金をかけた方がベターだと思います。これについていかが

でしょう。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も太陽光を有効に活用していくということは大切なことだ思っております。ただ、費用対効果という観点から、大型なものについてはちゅうちょせざるを得ないところがあるわけでございますけれども、例えば最近新設しております小・中学校の体育館、この体育館の周辺には太陽光発電を現実に取り入れております。取り入れることによって万が一停電になっても、あるいは夜そこを自主避難、あるいは避難勧告等で避難される方にとっても、まさかの停電であっても入り口ぐらいの明るさは保てられるというようなことなどもございますので、あるいは最近の地域住民の方々の夜利用しやすい体育館というふうな観点からも、そのようなものを取りつけてきております。順次そのような議員の御指摘のような形を取り入れてまいりたいと、そのように考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） ありがとうございます。あわせて今、体育館建設されますが、あの体育館についても昼間の電力需要分程度は考える余地があるのではないかなと、私、個人的に思いますので、ほかの議員さんも指摘がありました。あわせて御検討よろしくをお願いします。

それと今、市長さん、費用対効果ということを言われましたので、ちょっと補足させてもらいますが、今、イギリスで注目すべきリポートが発行されています。それは英国が発行された地球温暖化の経済学に関するスターン・レポート、これによると、この問題を放置すれば経済的損失として世界のGDPの20%が失われる。しかし、今直ちに取り組みれば1%のコストで済むと、20分の1の投資で済むと、長い目で見れば、目先は割高でも今直ちに取り組む方が得策だと、こういうスターン・レポートというのが出ております。参考にしていただきたいと思えます。

それとマイバッグ、壇上でちょっと申しましたので、できたら市長さんちょっと、もう時間ありませんが、お考えがあればちょっと。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） マイバッグ運動というものは、私は極めて大切なことだと思っております。現実、私は利用しておりますが、市制65周年の折にもマイバッグというような形のものを、布の袋ですけれども、皆様方にお配りをした記憶があるわけでございますけれども、私も部内、いろいろな部長連中との会合、会話の中ではいろいろ提案をいたしております。

一つの方法として、市民の皆様方にマイバッグをお持ちいただくことを習慣づけていた

だくようにするために、これは大変熱心な、ある市民の方からそのような御提言までいただいたんでございますけれども、月に2回発行しております市広報の同じページに同じ文句で同じ色を使ってマイバッグ運動を提唱するというような趣旨の事柄を短いメッセージを入れて市民の皆様方に喚起をすると、あるいはまた事業所につきましても、市内にはたくさんの方の事業所がございますので、一斉にそのようなレジ袋はもう配らない、あるいは有料化するというような形でできないかということなども産業振興部長あたりから各スーパー、あるいはお店、事業所、商工会議所等々に打診をしてみてもらえないかと、このようなことも話の段階ではございますけれども、しておるようなところでございます。いいものはどんどん取り入れて、このような運動が足が地についたものになるようにしていきたいと、このように考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） ありがとうございます。私、さっき壇上から自分の、私案、ちょっと言わせてもらいましたけれども、さらに市の職員がみずから考案したオリジナルのマイバッグを持って、市内のスーパーに立って市民の皆さんに利用促進を呼びかける、こういったキャンペーンをすれば、やはり市民は行政の姿勢というものを高く評価してくれると思うし、市民の環境への意識も一層高まるということになると思いますので、職員もそういうところにもどんどん出て行って、そういった汗をかく活動もしてもらいたいと思います。

時間がもうゼロになりましたので、不用品交換登録制度はまたの機会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、20番、今津議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後 0時 3分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、10番、伊藤議員。

〔10番 伊藤 央君 登壇〕

10番（伊藤 央君） 会派息吹の伊藤でございます。本日3番目の登場ということで、安藤議員さんのお言葉をかりれば1番バッター、2番バッターの方々がチャンスメイクをしていただいたということで、しっかりとクリーンナップの一角を担う働きをしたいと存じておりますが、思想的にやや打球が右方向へ飛ぶ嫌いがありますが、御理解いただ

いて、それでは通告に従い、質問を行います。

国民の高い人気と大きな期待の中発足したさきの安倍内閣では、政治と金の問題で次々と閣僚が辞任し、結果、参院選での与党の大惨敗、また総理の退陣を招くこととなりました。また、最近では防衛専門商社が防衛省高官やその家族の間に行った過剰な接待が問題視され、国会での証人喚問、そして高官夫婦とも逮捕されるといった事態にまで発展をいたしております。この問題では、閣僚を含む政治家の関与の疑いも取りざたされるなど、これらの背景には随意契約という取り引きの形態があり、これが政治腐敗や政・官・業の癒着の温床となっていることの証左でもございます。

我が防府市でも市と市長の親族が経営されている会社の間で行われた長年にわたる不適切な随意契約が市民の大きな不信を招き、さきの臨時議会においては、平成18年度決算案が不認定となるという防府市議会始まって以来の事態を引き起こしたことは、御承知のとおりであります。

政治倫理の確立、政治の信頼回復において政治と金の問題は避けて通れない問題であり、国政においても政治資金の収支報告書について、1円の支出からということが盛んに議論されたのは、情報公開が政治腐敗の防止について有効であるという考え方からであろうかと存じます。

随意契約につきまとう取り引きの不透明さ、不公正さは、多くの人が認めるところであり、前述のとおりこの随意契約が官・業の癒着、政治家の汚職などの温床となっている事実は否定できません。また、競争入札に比べ、取り引き価格が高くなり、税金のむだ遣いにつながることも指摘されております。

防府市でもこうした随意契約の問題点をかんがみ、松浦市長を先頭に進められてきた行政改革の中で、随意契約についてできる限り入札制度へ移行する方針がとられており、来年度の予算編成方針の中にもその旨が記されておりました。そうした中で、市と市長本人が当時取締役を務めておられた会社の間で、不適切な随意契約によって長年取り引きが行われていたことが発覚したことは、まことに遺憾であります。

先ほど業務遂行については、職員一人二役でということを示している市長もおっしゃっておられましたが、売る側と買う側の一人二役はいかなるもののでしょうか。これでは行政経営品質の向上はいたしません。現実の行政の上では、一般競争入札、または指名競争入札によってすべての契約を行うということは不可能でありますので、価格だけでは契約の判断ができず、入札に適さないものなど、あくまでもどうしようもない事由のあるものについて例外的に随意契約を認めているというのが地方自治法で定められる随意契約の考え方であろうかと存じます。

しかし、残念ながらこのたび明るみになった防府市と市長の家族が経営されている企業との間の随意契約は、市の財務規則に反した上に、地方自治法の定めるところ、また財務規則に従う市の要綱を拡大解釈して行われたものであります。こうした不適切な、あるいは不法な取り引きが行われないう、市民や議会が監視機能を働かせるためにも情報公開の徹底は急務であると言えます。そのためには市が行った随意契約について、すべてのものを月ごとに市のホームページなどで公表してはいかがかと存じます。実際に他市他県でも一定以上の随意契約についてはホームページで公表しているところもあり、情報公開による不正防止に一役かっております。防府市ではこれをさらに厳しくしたものを取り入れてはどうかと存じますが、執行部の御所見をお聞かせください。

情報公開について引き続きお伺いいたします。

市長は、御自身のウェブログにおいて「昨年春の選挙以降情報公開請求の名のもとに私の出張旅費や交際費を調べ上げ、とうとう家業と市役所とのかかわり合いまで調べ上げて、勝手放題の主張、その裏に一体何かひそんでいるのか、これを暗黒と言わずしてどう表現できるのでしょうか。人のあらを探し、悪口を言い回すよりは、より市議会議員にはもっとやらねばならない大切な仕事があるはずよと良識のある市民は口をそろえて述べておられます」ということを書いておられます。

また、11月5日付で後援会の方々に出された忘年感謝のつどいの案内状に同封されておられた最近の報道等に対する私の所感という文章の中でも、「昨年春の選挙以降、情報公開請求の名のもとに私の出張旅費や交際費を調べ上げ、何かあらはないかと探し求めたあげくの今回の件」ということを書いておられます。また、この文章の最後には、「私はこのような不当な圧力に屈することなく」と、この情報公開請求を行った議員の行為をあら探しと呼び、不当なものであるという考え方を述べておられます。議員は調査権を有しておりますし、また議員といえども一市民としての知る権利というものを有しております。

防府市情報公開条例の第1条を読みますと、「この条例は市民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利について定め、市政について市民に説明する責務が果たされるようにすることにより、市民と市政の信頼関係の確保を図り、市政への市民の参加を促進するとともに、市民生活の利便を向上させ、もって公正で開かれた市政の進展と豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする」というふうに目的が定められております。市長の御発言は、防府市情報公開条例で定められた市民の権利を否定し、また議員の正当な政治活動をも妨害するものととれますが、市長は情報公開についてどのような考え方をお持ちであるのかお聞かせください。

情報公開について3点目、公正性の保障についてお伺いいたします。

先月我が家に届いた市広報 1 1 月 1 5 日号の市長のメッセージの内容に私は愕然といたしました。そこには議会において当時審査中であった 1 8 年度決算案の中で、特に大きな問題とされていた市と市長の親族が経営されている会社の間で行われた随意契約についての私見や私企業を代表しての弁明が述べられていたからであります。その中では、「事実を確認いたした結果、私が市長に就任した後も不当な不利益を市にもたらした事実はありませんし、防府市にも私にもともにいささかもやましい点はありません」と堂々と書かれておりました。しかし、御承知のとおり先般開催された臨時会の行政報告の中ではこの主張を撤回され、市長御本人が不適切であったということ認められたとおり、市広報に書かれた内容そのものが事実ではありませんでした。自治体広報に掲載する内容として公正性の点においてふさわしくない上、事実ではないことが書かれている市長からのメッセージが掲載された市広報が防府市の全戸に配布されたのです。

市広報は税金を使って発行され、税金を使って配布されているという点で公器中の公器と言えます。このようなことがまかり通るのでは民主政治の危機であると言わざるを得ません。市政運営において情報公開における公正性の保障は欠かせないものであるのに、市広報、市ホームページによって一方的な私見、また不実が流布されたことは、現状はこれが担保されていないことを示す証左であります。

市としては情報公開における公正性について保障するつもりがあるのか、またあるのであればどのように保障していくつもりなのかお聞かせください。

続いて、大きな 2 点目、教育委員の選任についてお尋ねいたします。

教育基本法が 6 0 年ぶりに全面改正された新教育基本法が施行されてから早 1 年がたとうとしております。長年、現場での偏向教育を問題視する声が挙がっていた中で、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する心、公に尽くす態度を養うという目標を国が掲げたことに対し、私は教育に対し大きな希望を見出した一人でありませぬ。

また、新教育基本法の施行に伴い、いわゆる教育三法も改正されましたが、そのうち地方教育行政法の改正では、教育委員会が果たすべき役割、責任の明確化や体制の充実などの規定が整備されました。この中で教育委員数の弾力化が図られ、教育委員への保護者の選任が義務化されたことに応じて、先般行われた今議会初日の本会議では、防府市教育委員会の委員の定数を 1 名増やし 6 人とする案が可決されました。来年度には新しい教育委員が選任されることとなるのですが、その際は従来どおり市長が議会に同意を求めるといった形がとられるものと存じます。

これまでもそういった形で議会が市長の推薦する委員の方に同意をし、教育委員が選任

されてきたわけですが、その際我々に与えられる判断材料が乏しいのが現状であります。参考資料にはその方の学歴、経歴などが記されておりますが、それだけではその方の教育に対する考え方、熱意などを図るのは困難であります。もちろんこれまで選任されてきた委員の方々は、どなたも教育委員として申し分ない方々であろうと存じますし、同じ防府市民でありますので、私自身直接存じ上げている方がほとんどでありました。しかし、今後、こういった方が市長から推進されるのかわかりません。今後の教育委員の選任において、同意すべきか否かの、判断するための材料を議会に対し十分に提供していただきたいと考えますが、当局の御所見をお聞かせください。

教育委員の選任について、もう1点お尋ねいたします。

新教育基本法では、第10条において親の教育の責任について明示されたほか、第13条では学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び教育に努めるものとするというように家庭、地域、行政が一体となり、次世代を担う子どもたちを育てていこうという考え方が定められております。

先ほど教育委員への保護者の選任が義務化されたことについて触れましたが、モンスターペアレンツと呼ばれるような常軌を逸した行動を起こす、また不条理なクレームを学校側に起こす保護者が問題となる一方で、真剣に教育問題について考え、勉強しておられる熱意のある保護者がいらっしゃるのも事実であります。こういった保護者の中にはぜひ防府市の教育行政に尽くしたいと望んでおられる方もいらっしゃるようです。しかしながら、PTAの中での活動など、その範囲は限られており、素晴らしい人材を活かしきれていないのが現状であります。実際に家庭や地域でも子どもを育てておられる最中である保護者の方々に、防府市の未来を担う子どもたちの教育に情熱を持たれ、また深い見識を有しておられる方々の力を存分に発揮していただくためにも、教育委員の公募を考えてみてはいかがでしょうか。

以上、大きく2点ほどお尋ねをいたします。執行部におかれましては、誠実かつ明解な御回答をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず初めに、情報公開についての御質問にお答えいたします。

御質問の1点目の随意契約について、月ごとにその契約内容を市のホームページで公表してはどうかについてでございますが、現在、本市におきましては、入札の透明性の確保の観点から、工事関係につきましては平成13年度から入札の結果をホームページ及び入

札監理課の窓口において、随意契約の結果につきましても窓口において閲覧に供し、そのすべてを公表しているところでございます。また、物品調達等につきましては、平成16年度から入札監理課で入札を行っている80万円以上の物品購入、130万円以上の印刷製本及び2,000万円以上の業務委託の結果もすべてホームページ及び入札監理課の窓口において公表しております。

議員からありました随意契約をすべて公表してはどうかとの御提案ですが、本市における平成18年度の支出件数は約5万5,000件で、そのうち5万円未満の物品購入等がかなりの部分を占めており、随意契約の件数は膨大となりますので、事務量の増加などを考慮すると、今以上に公表することは困難と考えております。しかしながら、現在、情報公開制度に基づき開示請求があれば、いつでも公開しており、今後ともこの制度により対応していきたいと考えていますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、御質問の2点目の情報公開についての考え方でございますが、私は日々、「市民が主役の市政」を念頭に「開かれた市政の推進」、「市民によくわかる市政」を第一に考え、行政の推進に努めているところでございます。

情報公開につきましては、市民の皆さんの知る権利を保障し、市民の求めに応じ、市が保有している公文書の公開により、市政についての説明責任を果たし、市民の皆さんとより一層の信頼関係を築き、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で民主的な行政実現のための基礎となる制度と考えております。

また、情報の公開に当たりましては、防府市情報公開条例において、公開請求できる者、対象となる公文書、請求の方法など、手続について定めるとともに、この制度により公開された情報が乱用され、他の人の権利や利益が侵害されることのないよう、この条例の趣旨を踏まえ、対応する必要があるものと考えております。

御質問の3点目の情報公開における公正性の保障についてでございますが、防府市情報公開条例に基づき、適正に対応しているところでございます。

なお、市広報の市長メッセージにつきましては、平成10年7月15日号から掲載を始め、本年12月1日号で212回目となりましたが、今回市長メッセージで触れましたことにつきましては、公人である市長として、市民の皆様に対しての行政報告であり、今後あらゆる機会を活用して説明責任を全うしたいと存じております。

また、議員御質問の中で、私のブログを引用して「情報公開請求を行った議員の行為が不当なものであると述べている」との御発言がございましたが、私のブログをごらんいただければおわかりいただけたと思いますが、そのような表現を使ってはおりませんことを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） それでは、小さな1点目の随意契約について、月ごとにすべてを公表してはどうかという考え方ですが、今の御答弁によると、5万円未満というものはかなりの部分を占めており、事務が煩雑になるということで、到底できないというお答えだったかと思えます。

考えていただきたいのは、いわゆる少額随契という問題も大変今クローズアップされておるといことは御承知のとおりだと存じます。いわゆる一定の基準以下の少額の契約、こういったものに随契が認められるということから、故意に契約を分割し、また少額化し、随意契約を結ぶといったことが国においても、また地方においても横行しているという事実が報道されております。

故意かどうかは別といたしましても、庁内のお茶の購入を一括から各課ごとの契約にしたことによって随意契約の形がとられ、調査の結果、くだんの市長の親族企業が70%に近いという、独占に近い占有率で市にお茶を納入していることも、これは調べてみて初めて判明したことでございます。少額のことを公開しないという姿勢では、こういったことも明るみに出づらくなりますし、これでは随意契約の問題点というものを解消するには十分ではないというふうに私は考えるわけですが、それでも少額のものというのは割愛していこうというふうにお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今、議員の御発言は整理して御返事しないといけないのではないのかなと、私はざっと聞いて感じたところでございます。

まず、少額のものについては、これは本当に数は莫大なものがあると思います。私もよく承知いたしておりません。その辺は担当の方で5万5,000件というような数を申しおりましたので、そのうちの何十%が少額なものなのか把握しておれば答えるであろうと、このように思っております。

それから、少額ということになったがために市長の関係の会社が70%もの少額な物品購入を積み上げていって、その累計が70%に及んでおると、こういう見方ですが、これは私は適切な見方ではない、公平な見方ではないと、あえて申し上げたいと思います。

と申しますのは、私の記憶でございますけれども、ずっと以前からお茶の納入につきましては、入札という形がとられておりました。私も若い時分は何度か市役所に、入札に参加したことがございます。それも冬と夏とで2回に分けて、商品が違うということで、入札をいたしていた記憶がございます。落札をしたときもあれば落札をしていないときもあります。

そして、この直近の10年間、あるいは12年間、私が市長に就任する以前のことを調べてみますと、平成7年、8年は、私の関係する会社が入札に応じ、落札をいたしております。9年、10年、11年の3年間は、うちの会社ではなく別の商店が入札なされ、そしてそれに応札をされ、その結果、契約をされておられます。うちも応札をいたしております。そして12年、13年、14年、15年の4年間のその中のどこかで、そのもう一方の会社が経営上参加できない事態になられて、私が関係する会社が入札をいたしております。しかし、平成16年度にはまた形を変えた、名前は違いますけれども、以前の以前というのが平成9年、10年、11年ごろに納めておられた会社が応札をされ、その会社と関係のある会社が応札をされ、そして落札をされております。

そして、平成17年からは当時の16年の足元の見直し行革の中で、職員が日ごろ飲む課のお茶までを市の物品購入の対象にすべきではないのではないかと、こういうふうな足元の見直しの行政改革の一環として、要するに茶葉に関しては、入札という形をとるのをやめようと、これは一括の入札でございますので、たしか100万円前後ぐらいの金額が1回の入札、1年間分のお茶代として、これは市内の出先機関、小・中学校も含めてでありますけれども、金額総額がそのぐらいになっていたと、私の記憶でありますから正確ではありません。100万円前後だと思っております。そういう流れの中で、17年からはごくごく少量の金額になって、お茶をどこかで買うという形になったわけであります。

その中で、私、議員がおっしゃるのは、いろいろ調べた中で70%が松うらで買っているということですが、職員組合の売店が市にはございます。この売店で随分のお茶が売られていることは紛れもない事実でございますが、その職員組合の売店では、私が関係しております会社は、過去に一度も職員組合売店には納入した実績がございません。一度もお取り引きをいただいたことがないわけであります。

したがって、領収書が発行されているものの中には、職員組合の売店のものもあるでしょうし、私どものものもあるでしょうし、それがどの部分が職員組合の、どの部分のものが、売店のものがお茶であるのか、パンであるのか、何であるのか、その辺は私は報告を受けておりませんが、少なくとも圧倒的な金額が少ない金額が納められていると、平成17年、18年の市役所における茶葉については、そのように私は感じております。ただ、部署によっては私の関係しておる会社が全部を納めているところもあるだろうと思いますし、また違う部署においては、全く私の会社は納めていないところもたくさんあるように感じるわけであります。もちろんそのうちには職員組合売店での販売という購入というものもあるのではないかと、このように感じているところであります。この5万円以下の少額と言われる金額にばらけさせて、結果的に70%というようなものを購

入をしてくるというような、納めさせるというような形は私は適正な表現ではないのではないかと、このように感じているところであります。

なお、付言いたしますのに、何時までにこれだけのものを配達してくれと、こういうふうなことを言われて、うちは御注文をいただいて、私の関係する会社の者が配達に上がったり、あるいは近くだから、立ち寄ったからということで買い求められていかれたりというのもわずかですがあるようではあります。ほとんどの場合、配達を命じられております。

そして、さらにつけ加えますと、何々審議会とか、あるいは何々委員会とかというような、いろいろな関係の会があります。そういうところではこういうふうなものが出されておりますけれども、このようなものもうち、私の関係する会社は一切納めておりません。そのような、「質問に答えてください」と呼ぶ者あり）関連してお話をしておるわけです。あなたも関連して質問されておられるので、私も関連してお答えをしております。

以上、御質問に答えてお話をいたしました。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 関連して答えられたとおっしゃっていますが、全く答えになっておられません。要は少額随契というものが防府市だけではなく全国的に問題となっていると、その中でも少額のものには割愛されて、情報公開として十分だという考え方がどうかということをお聞きしたので、それについてイエスかノーかでお答えください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 少額随契を公表するということは、極めて難しいことではないかと私は考えております。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） お考えがよくわかりました。

2点目なんですけれども、情報公開についての考え方で今大分考え方が出てきたように思いますけれども、議員が市長の交際費や出張費について調査することをあら探しと言っておられることは間違いのないわけですね。それがいけない行為なのか、不当な行為なのかということについてまずはお答えください。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） される側と受ける側、それぞれの感覚の違いというものがあることも御理解をいただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 防府市の情報公開というのは市長の感覚に基づいて適正なものであるか、不当なものであるかということが決まるわけでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） そんなことはございません。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） それではそれを市広報において調べ上げといったような言葉遣いで公表されるということは、市長としてこれは不適切ではないとお考えですか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） ちょっと市広報を私、手元に持っておりませんので、その市広報に調べ上げということを書いてあるかどうかは、私、ちょっとよくわかりませんので、暫時休憩いただきます。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時33分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

市長。

市長（松浦 正人君） 11月15日号の市長メッセージ、これは今までの212回、すべて私の筆で私が書いておるものでございます。「最近思うこと、私事にもわたりますが、公人と私人の両面の中で生かされていることで、御理解を賜りたく存じます。去る10月9日から、マスコミ等を通じ市政と家業、そして私に関する様々な報道がなされました。私の家業であります“(株)松うら”と市役所は約60年間の取引関係にあります。あたかも変な関わりがあったかのような一部報道や、中にはインターネット上で一方的な中傷も見受けられ、強い憤りを感じるとともに、市民の皆さまにご心配をおかけしたことの不明を恥じる次第です。詳細については、度々の記者会見で明らかにしているところですが、事実の確認を致した結果、私が市長に就任（平成10年6月）した後も、不当な不利益を市にもたらした事実はありませんし、防府市にも、私にも、共にいささかもやましい点はありません。それにしても、なぜか昨年の市長選挙の折にも出された中傷などのネガティブキャンペーンにさらされてしまいとても残念でありませんが、これらの背後に何があるのか気になるところです。しかし、これまで通り、正々堂々と「正しきは成る」の精神を強く持って市政運営にあたると同時に、日常の活動において、コンプライアンス（法令遵守）はもとより、様々な場をお借りして市民の皆さまに可能な限りの説明責任を全うしたいと考えております。10月29日記」と書いてございます。

以上が市長メッセージでありまして、議員がおっしゃったような表現はいたしておりま

せん。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 申しわけございません。市広報ではなく、市長のウェブログ及びあらはないかと探したという表現では、先ほど後援会に当てて出された文書の中で書いておられます。それは市長以外の方が書かれたものではないと思いますから、市長の考え方が反映されておるものと考えますが、そういうふうにあら探しというような表現をどちらにしても使われるということは、この議員の行為に関して市長は問題があるという見解でよろしいわけですね。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私はそのように感じたということ私のブログ並びに後援会の方々への文章に書いておるところであります。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 3番目にまいります。

先日の後援会報、今、読んだものですね。一部市議たちのインターネットを使っての名指しの攻撃、確かに報道の自由も表現の自由もあるのですが、だからといって一方的な表現で、まじめに働いている者の立場を無視した行為には憤りを越えたものを感じるということが書かれております。私から言わせると、一方的な表現を公器で行われることの方に憤りを感じるわけですが、市広報の発行に関して定めている防府市広報発行規程には、その第4条に、その他必要な事項は市長が別に定めるとことが書かれております。この別に定めたものには、市広報に掲載する内容としてふさわしいものであるかどうかの基準というものは決められておるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 第4条に定めてありますその他必要な事項は市長が別に定めるというふうに記載がございます。が、特に定めたものはございません。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） では大体何でも、こういう私見も書いていいという市広報で現状あるのかなという印象を持ってしまいうんですけれども、この市広報、「市長、市広報を使い反論」という見出しで、中国新聞11月17日記事が出ております。ここに地方自治に詳しい村上英明（福岡大法科大学院教授、憲法・地方自治法の専門家）ということですが、この方のコメントが出ております。「市の広報紙は市政の公式情報を掲載するもので、市長個人の見解を載せるのは明らかに公私混同、反論や弁明は議会ですべきだ」というコメントが書かれております。これが識者の意見だということですが、それでもこの

たびの市長メッセージ 1 1 月 1 5 日号の内容は、市広報に掲載する内容としてふさわしいとお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 村上先生のそのコメントを私も記事で拝見をいたしました。個人の見解と書いてございました。公人として、私は既にこれを執筆いたしますときには、この話は議会の特別委員会、決算委員会の方で公にされていた話でありまして、したがって私は公人の立場であると、このように私は解釈をいたしているところであります。

また同時に、市広報というものは、私の立場は議員のお立場とは若干異なります。昨年の選挙におきまして、市民の圧倒的な御支援のもとに私はこの職を務めさせていただいているわけでございます。そうした中で私が日ごろ感じる事、あるいは思う事、あるいはそれが市政に関することもあるかも知れませんが、または全く市政とは関係のないことがあるかも知れませんが、それらのメッセージを 2 1 0 何回にわたり掲載し続けていることによりまして、市広報がより市民に身近な、より読みやすいものにもなっていると、私はそのようにも感じているところであります。

なお、村上先生は法曹家としての御判断をお示しなさったと思いますが、別な法曹家の別な見解も私はちょうどしているところでございますことを付言させていただきます。

議長（行重 延昭君） 1 0 番、伊藤議員。

1 0 番（伊藤 央君） 結局法曹家の御意見というものもあるけれども、こういったことは書いていいんだという認識だと、改める気はないということですが、私見はどうかは別として、ここで市広報に書かれているのは不当な不利益を市にもたらせた事実はありませんし、防府市にも、私にも、ともにいささかもやましい点はありませんと言われたにもかかわらず、その後の行政報告において、取り引きが不適切であったということ、また行政の悪習を踏襲したというような発言もあったかと思えますけれども、これを撤回するような意見を述べられております。

しかし、撤回する前の意見というものは、すべての防府市内の全戸に配布をされているわけですので、これは明らかに強度が違うわけですが、少なくとも事実ではないことが書かれているわけですから、これは訂正すべきではないかと。ウェブログとか後援会の方にあてた文章についてどうするかというのは、市長の政治家としての良心に従っていただくので結構でありますけれども、市広報で誤った内容をたれ流したままというのは許されないことだと思いますが、これを訂正されるおつもりはありますか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は現在も不当な不利益を市にもたらした事実はないと思って

おりますし、防府市にも、私にも、ともにいささかもやましい点はないと、このように感じておりますので、全くその考えはございません。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君）完全におっしゃることが矛盾されておるので、これ以上申しても仕方がないかなと思っております。

私は以前平成18年第3回定例会において、防府市住民投票条例案が上程された際、反対の立場から討論をいたしました。これは市民参画を否定するという旨の意見ではありませんで、会議録の一部を読みますと、公平で正確な情報を市民に広く提供するシステムが具体的に確立されておらず、必要な情報の提供が行われるという保障がない、これでは市民に適切な判断を求めることが困難であるということをおはこの18年の3月議会で述べております。まさに恐れていたことが今回起こったわけであります。

私がこのような意見をこのときに述べた背景には、前回の市長選の際に流布された合併すれば税金が上がる、水道代が上がる、ガス代も上がるなどといったデマゴギー、流言飛語が飛び交ったということ、そしてこれに多くの有権者の投票行動が影響を受けたと考えたからであります。

市民に選挙、または住民投票で判断を仰ぐ際、正確で公正な情報提供が欠かせないものであります。市長は今回の問題が表ざたになった後、政治倫理条例の導入ということに言及されておられるようですが、情報公開は政治倫理条例を制定する上でも最も大切な柱であります。また、政治倫理条例自体が広義においての情報公開であるという見方をする方もいらっしゃいます。

住民投票を含む市民参画も公正な情報の公開なしでは正常に機能いたしません。市民参画に限らず民主主義において、正確で公正な情報公開の保障は不可欠なものであると考えます。あるものにとって都合のよい考え方やまた事実ではない情報を公器を使って流布し、事実を明らかにしようとする者の行為や発言は、これを封殺しようとするという行動は決して許されるものではありません。

市長には速やかにこの考えを改めと、お願いしようと思いましたが、どうも無理そうでございますので、市として、市民のだれもが市政に参加するための権利として、この公正な情報公開に努めていただけるよう求めて、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、教育委員の選任について。執行部、教育委員の選任についての質問に答弁願います。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 教育委員会の御答弁かと勘違いをいたしておりました。お許し

ください。

教育委員の選任についての御質問にお答えをいたします。

まず、教育委員の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

私は同法の規定に基づき、教育委員の選任に当たりましては、人格や教育にかかわる経歴などを考慮し、年齢、性別、職業等にも著しい偏りが生じないように、十分配慮してお願いしてきたところでございます。

現在の委員は、学校教育現場に精通しておられる方、事業を営んでおられる方、幼児教育に携わっておられる方、学校保健医の方など、多方面で御活躍されておられる方々でございまして、ますます多様化する教育行政を円滑に推進していくべく御尽力をいただいているものと確信しております。

議員御指摘の選任議案の同意に際しての判断材料の提供につきましては、選任議案を上程する際、議案参考資料として他の選任議案と同様に略歴をお示ししお諮りしているところでございますが、略歴以外の資料につきましては、今後、他市の状況も参考にしながら研究をしてみたいと考えております。

次に、幅広い意見を教育行政に活かす選任方法についてでございますが、このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員の数が弾力化されたことから、防府市教育委員会の委員の定数に関する条例の制定をお願いし、多様な市民の皆様の意向を教育行政に一層反映することができるよう、定数を5人から6人をお願いしたところでございます。

議員御提案の教育委員候補者の公募についてでございますが、教育委員選任において広く適材を求めたり、住民の意向を反映する方法として、公募や住民の推薦、選考過程の公開などが考えられますが、防府市にふさわしい選任方法につきましては、他市の実施状況や中央教育審議会の動向などを参考にしながら今後慎重に検討をして研究してみたいと考えております。

私は未来を託す子どもたちの教育は、極めて大切なことと痛感しており、10年、20年、50年後のふるさとや国家の将来をより確かなものとするためにも、子どもたちの健全育成と教育は続けていかなければならない重要施策と考えております。

このような考えから、数年前から毎年学校を訪問し、小学校6年生や中学校2年生と給食をともにし、小学生には礼儀正しく行動し、素直な心を持つことの重要性や、読書の習慣を身につけることの大切さを話し、中学生には計画を立てて一日一日を生活していくこ

と感謝の心の大切さを伝えてまいっております。

私は教育委員会や議会の皆様とともに、子どもたちがまちづくりの基本目標である「元気が織りなす大好きなふるさと防府」の礎となる、21世紀を主体的に生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材に育つための施策に今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） ありがとうございます。この項では話がちょっとかみ合いそうでございますが、例えば、先ほど、そのほかの資料については検討されるというような御答弁をいただいたかと思いますが、資料等に限らずとも、例えば教育委員になろうとされる方の教育に対する考え方、また情熱などがわかる議場でのスピーチ、また文章、論文というようなものを提出していただくというようなことは不可能でしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今までそのような形を一度もとったことはございませんと、私はこの10年来のことしかわかりませんが、もしかしたらあるのかもわかりませんが、なかなかそこまでの形をお示ししていくことが、正確なその方の気持ちをわずかなメッセージで、あるいはわずかなごあいさつの中でおわかり、御判断をいただくことができるものになるのかどうなのか、私にはちょっとよくわかりませんので、そういう御意見もあったということ参考にして、今後対応できる場面があれば対応させていただこうと、このように思っております。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） ありがとうございます。そういった教育に対する考え方などを議会の中で話していただく、また文書として提出していただければこれは市民の目にも触れやすくなると思いますので、市民に対する説明責任というものの一つではないかと考えておりますので、どうかよろしく御検討をお願いいたします。

それでは、2番目の項でありますけれども、教育委員の皆様それぞれが素晴らしい方であろうと存じますけれども、名簿を見させていただきますと、年齢50代の半ばの方がお1人、そのほか4名の方は60代の半ば以降の方が3名、前半の方が1名という顔ぶれでございます。実際に教育と向き合っている年代というのは、私も小学生の息子が2人おりますけれども、30代、40代という年齢であろうかと思っております。こういった人材を登用し、また活性化、この会議の内容も活性化していく必要があるのではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私もついこの間まで30代であり、40代であったと思っておりますが、果たしてそのころに教育委員という形で、私もPTA活動は10年ばかり熱心に行った人間でございますけれども、果たして市の教育委員ということで、やれと言われてやれたらどうか、あるいはやれと言われぬのに名乗り出たであろうかということなどを考えてみますと、どうもおぼつかないような気もしないでもございません。

したがいまして、新たに選任をいただくであろうお方は、教育、現実に保護者であることというふうに聞いておりますので、現在約数千名の児童・生徒が本市にはいるわけでございます。その御父兄、その保護者ということになると同じく1万名からの方々がおられるわけでございますので、人選に誤りのないよう、しっかりとした方に御就任をいただきたいなど、このように私なりに感じているところでございます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） ありがとうございます。今、市長の答弁の中に児童・生徒の保護者という言葉があったように思いますが、防府市は市立の高校を持っておりませんので、保護者と言われれば、高校生を除いておいて、小・中学校のお子さんをお持ちの方だろうというふうな理解でよいかと思うんですが、そう考えてよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私もそのように思っております。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） であればきっと30代、40代という年代の登用が可能性があるのかなというふうに期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

なぜ若い方ということを一生涯懸命言うかと申しますと、これは実際、ある教育委員の人から実際に私が直接お聞きしたことでありますが、どうも会議が活発化しないと、事なかれ主義と言ったら言い過ぎだけれども、そういう風潮があるんだよということを実際に教育委員の方からお聞きしたことがあります。若い人材というのを登用されますと、そういった会議の活性化というものを図っていけると思っていますので、ぜひ考慮願いたいというふうに思っております。

まちづくりは人づくりと申しますように、先ほど市長が壇上でおっしゃられたとおり、20年後、30年後、防府市のまちづくりを考えるためには、今の子どもたちにどのような教育を与え、どのような人間に育ててもらおうのかというのを考えることが大変重要であります。今の子どもたちは私たちが国の将来を託す相手であり、防府市の未来を託す存在であります。言いかえれば国を任せられる人材、防府市を任せられる人材を育てるのが防

府市の教育でなければならぬと私は考えております。

その防府市の教育行政において重要な役割を担っておられるのが教育委員であろうかと存じます。その教育委員の選任については、我々議会も同意という形で責任を共有しておりますわけでありますから、その選任の方法についてはおざなりにできないというのが当然であります。

教育委員については、一般的に現在、名誉職であるといったイメージが固まりつつあり、また存在自体の形骸化についても叫ばれて久しいわけであります。壇上で述べたとおり、教育委員会の責務の明確化と強化が法律でも規定されたわけでありますので、その選任についてもさまざまなふさわしい方法を考慮していただき、また改革をしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、10番、伊藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、7番、木村議員。

〔7番 木村 一彦君 登壇〕

7番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。

通告に従って質問いたしますので、簡潔明瞭、誠意ある御答弁をお願いいたします。

今回は、3つのテーマで質問をしたいと思います。

最初は、政治倫理条例について質問いたします。

市長は、10月29日の定例記者会見で、市長を含む市の特別職と議員及びその配偶者、二親等以内の親族が同居する親族が役員に就いている会社について、市との間で工事請負や物品納入、業務委託の契約を結ぶことを禁じる条例の制定を検討する、こういう考えを示されました。制定に当たっては、年内をめどに法律家や公募市民を交えた検討委員会を設置することも考えていると報じられております。私は公正でガラス張りの市政を実現するためにも政治倫理条例の制定は必要だと考えております。

そこでお伺いいたします。

- 1、市長がこれを思い立たれた背景は何でしょうか。
- 2、現時点でこの記者会見のときの考えは変わっておりませんかでしょうか。
- 3、検討委員会の設置など具体的な作業は現在どの程度進んでおるでしょうか。
- 4、現時点で考えられる条例の主要な中身は記者発表のときと変わらないでしょうか。
- 5、条例制定の時期とその見通しはどうか。

以上であります。

次に、漁業振興について質問いたします。

漁業は、我が国の基幹産業の一つとして重要な産業であります。また、肉食に偏重しがちな最近の国民の食生活がさまざまな健康上の問題を引き起こしている中で、良好なタンパク源として魚が見直されてきております。三方を海に囲まれた山口県の中でも我が防府市は、以前から漁業の盛んな地域として重要な位置を占めてまいりました。平成13年の漁獲量を見ますと、多い順に下関市、長門市、萩市、宇部市、周防大島町、周南市、そして防府市となっております、県内7番目の漁獲量となっております。しかし、近年、漁獲量の減少や水産資源の枯渇が一層顕著になり、市の漁業も低迷、衰退の傾向を脱しておりません。これを食いとめ、漁業を振興することは市の発展にとっても極めて重要だと考えます。

そこでお尋ねいたします。

1、市の漁業の現状をどのように把握されておりますでしょうか。近年の漁獲量、漁民の数の推移等はどうかとなっておりますでしょうか。漁獲量の低迷、減少の原因は何だと考えておられるでしょうか。

2、漁業振興と漁業者の経営安定策についてどう考えておられますでしょうか。当面、いわゆるブランド化などによる魚価の安定、販路の拡大、また燃料油価格の安定引き下げと漁船の省エネルギー対策への支援、栽培漁業の拡大や魚類の育成など、漁業水産資源の維持管理策の拡充、また後継者育成への支援策などが考えられますが、それらについてどう考えておられるか、お答えを願いたいと思います。

最後に、保育料について質問いたします。

内閣府の平成16年版少子化社会白書によると、少子化の背景には子育ての経済的、身体的負担感の増大、仕事と子育てを両立できる環境整備のおくれ等々があるとされております。また、総務省が2004年に行った調査では、我が国の結婚・子育て期にある20歳から39歳の男女は、少子化対策として、教育に伴う経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立のための雇用環境、教育費以外の経済的負担の軽減等の充実に望んでいるということが結果として出ております。

このような問題に詳しい第一生命経済研究所、これは生命保険系のシンクタンクではありますが、ここの副主任研究員で家庭教育フォーラム委員会委員長の松田茂樹さんという方がおられますが、この方は次のように言っておられます。「少子化対策にはさまざまな方策があるが、急激な少子化を食いとめるためには、我が国においても子育ての経済的負担を軽減する施策を充実させることが一つの方向性であると言える。経済財政諮問会議が60歳未満の男女に行った調査によると、子どもを産み、育てることによる負担は、社会全体で支えるべきかという質問に対して、全く賛成、もしくは賛成と答えた者は約9割に

上ると、こういう結果が出ております。この結果から、個々の家庭の子育ての経済的負担を社会全体で分かち合う、このことへのコンセンサスも今の日本では得られている。こういうふうに考えることができる」このように松田茂樹さんは述べておられます。

また、松田さんは「妻の就業継続、仕事を続けること、これは少子化に影響を及ぼしていない。就業継続型、再就職型、専業主婦型、いずれの区分にもかかわらず、子どもの数の水準はほぼ同じであり、女性が就業を継続したといっても少子化がさらに進むことはないと言える。つまり女性が仕事を持っていても少子化になるとは限らない。したがって、これからの少子化対策の方向性としては、女性が、理想としては男女とも子育てをしながら就業できる環境をつくっていくことである。このことが示唆される。また女性の就業継続率を上昇させる、すなわち夫婦がともに働き続けるようにすれば収入は増加、安定するため、子育てや教育における経済的な問題は解消ないしは軽減することができる。そうすれば特に産み控えている若年世代の経済的な障壁を取り払うことが可能となり、少子化対策につながるという効果が期待される」このように述べておられるところであります。

以上、述べました点からしましても、当面、保育料の引き下げによる父母負担の軽減は、少子化対策、子育て支援にとって極めて重要だと言わなければなりません。

事実2002年3月に子ども未来財団というところが行った調査でも、自分にとって役に立つと考える子育て支援策、この上位に保育費用の補助、これを挙げる人が多くあるということがわかっております。

以上を申し述べましてお尋ねいたしたいと思います。

1、保育料の引き下げは少子化対策の重要な柱の一つと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2、市の保育料の現状はどうなっておりますでしょうか。

3、これまでも我が党の山本議員をはじめ同僚議員が質問してまいりましたけれども、この際、保育料全体を引き下げるとともに、多子家庭 子どもさんの多い家庭、低所得家庭等への支援策を一段と強化すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、政治倫理条例の制定についての御質問にお答えいたします。

私は、市長就任以来、常に市民に開かれた市政、透明性の高い行政運営を念頭に、これまで「情報公開条例」や「政治倫理の確立のための防府市長の資産等の公開に関する条

例」の適正な運用に努めるとともに、市長交際費につきましても、積極的に公開するなど、公費支出の透明性を図ってきたところでございます。また、職員倫理規程や職員等公益通報実施要綱等を新たに制定するなど、内部規範の向上に努めてまいりました。

さて、政治倫理条例を思い立った背景等についての御質問でございますが、このたび決算特別委員会における議論や御意見などをお聞きしましたが、より一層市政の透明性の向上を図るためには、政治倫理条例の制定について検討することも必要ではないかと感じたところでございます。

この条例は、市民の負託を受けた市長や議員等が市民全体の奉仕者として職務を遂行するに当たり、その遵守すべき基準を定めることにより、政治倫理の向上を図るとともに、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とするもので、市政運営上の公正性、透明性等はより一層確保されるものの、一方、市が実施する請負業務や物品納入等をしている者にとっては、政治への参加や自由な経済活動が制約されるなど、幾つかの問題点も指摘されている側面もあり、検討する必要があるのではないかと考えております。

したがって、政治倫理条例につきましても、まずは制定することの問題点について関係法令や他市の状況等の調査、検討を行い、その結果を踏まえ、学識経験者、議員、市民代表を含めた協議会を設置するなどして検討に入りたいと思っております。

残余の御質問につきましては、産業振興部長、健康福祉部長より答弁させていただきます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 具体的な質問にお答え願えてないところがあります。まずはその制定の時期や見通し、これはどうなのかということをお聞きしたいと思っておりますが、これについてはどうでしょうか。

それともう1点、新聞報道によりますと、この検討委員会は年内をめどに立ち上げるといふような報道もされておりましたが、この点についてもいかがお考えなのか、御答弁願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） いずれも関連する内容でございますので、両面の答弁になるうかと思いますが、お答えをさせていただきます。

これは壇上でも申し上げましたとおり、いろいろな方々の御意見をよくお聞きをすることがまずは大切なお手立てではないかと、このように考えております。そして、その上で、問題点を整理した上で、そういうふうな審議会、協議会、何になるかわかりませんが、さらに踏み込んだ協議会を設置していきたいと、このように考えておりますので、時期、見通し、年内であるかどうかということにつきましては、大変微妙な状況ではなから

うかと、このように、12月9日、10日でございますので、年内というのは、年内と申し上げたか、私、あの折の記者会見のときに年度内と申し上げたか、ちょっとその辺も記憶、明確ではないんですが、私は検討の協議には入りたいと、このように思っているところでございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） それともう一つ、ちょっと確認したいんですが、壇上での2番目の質問に言いましたけれども、この制定しなければならない、制定したいというお考えは現在でも変わっていないのかどうか、お気持ち、これをぜひできれば制定したいというお考えで変わりはないのか、確認しておきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） この政治倫理条例につきましては、両面があるのではないかと、いうふうに考えております。制定を急ぐ余りに、いわゆる政治への参加ということが極端に制限されるおそれも十分あると。しかし、制定したことによってより公正性とより透明性をあらゆる立場から表現できることもこれまた事実であろうと思います。そういう重大なものはらんでいるものでございますだけにいろいろな角度からの検討を要すると、このように私は感じているところでございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 検討委員会や諮問機関をつくるにしても、これはほかの分野では必ずそうなっているわけですがけれども、諮問する側の姿勢、つくりましょうか、どうしましょうか、どっちがいいでしょうかということでは諮問にはならないですね。ぜひこれを制定したいので問題点があれば検討してくれと、こういう諮問側の姿勢がはっきりしないと、こういう諮問機関つくっても余り意味がない。そういう点ではいかがでしょうか。しつこいようですけれども、もう一回。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 木村議員のお考えの検討会というものが、いわゆるそこで諮問をするというような形ともし受けとめておられるのであれば、私の考え方と若干違つと、このように感じます。私は、そのような形のものを幅広くいろいろな方々からの御意見をお聞きする場を設けたいと、これはなるだけ早くそのような場を設けたいと思っております。議員の皆様方ともその辺についての御意見をお伺いできれば大変幸せだと、このように感じているところであります。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） どうもお伺いしていると、10月29日の記者会見のときの

意気込みが若干後退しているような印象を私は受けます。今のお話だと、市長としてはニュートラルな、中立的な立場で皆さんの御意見をお伺いしたいというふうに聞こえますが、それでは私は市長があればほど記者会見で強調され、マスコミでも随分派手に報道されたことからするとちょっと変わってきているのかなというふうに思いますが、もう一回、しつこいようですが、お願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 10月の月末のあの段階は、要するに壇上でも申し上げましたが、決算委員会で、私は決算委員会に呼ばれておりませんので、詳しく、どういうふうな形で議論がなされたのかまでは承知しておりませんが、大体の報告を受けた限りにおいて、さまざまな立場からの議論が展開されたように聞いております。そういうふうにそこまで踏み込んでいくことが議員の皆さん方のお考えとして必要であるならば、それは私どもも真剣に考えていかななくてはならない、私もそういうふうな踏み込んだ政治倫理条例というものも頭の中に入れなければならないと、こういうふうに私の胸の内をお示し申し上げたわけでありまして、そのことが並々ならぬ意気込みであるというふうに受けとめられるのか、あるいは私の感想を述べたことで受けとめられるのか、その辺は私はちょっとよくわからないところでございますが、いずれにしても、私の胸の中には、そのような形のものが議論の上でなされていくことの必要性を感じておることは、今も変わりはありません。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） それでは、この問題については、ちょっとこれであれしたいと思いますが、確認したいんですが、今年中かないしは今年度中に、何という名前になるか知りません。検討委員会か協議会か何かわかりませんが、それを検討する機関、組織、それを立ち上げることは間違いありませんか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 組織というのか、例えば議会の皆様方でございますれば各派会長会議の皆様方でその辺についての御議論をいただいて、私も議長とその辺の議論をさせていただくというようなことは、それこそ年度内には十分可能なことではないかと、こんなふうに感じております。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 議会だけでなしに、この記者会見では法律家、法曹界を含めて専門家を含めた、あるいは公募の市民を含めた、そういう検討会を考えているということでしたが、その辺についてはどうですか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まずは市民の各層の代表であられる議員の方々の御存念というものを頭の中にしっかり入れて対処していくことが大事なことでございますので、そのように申し上げたわけでございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） それでは、私がこの倫理条例の制定が必要だと考えるのはなぜかということについてちょっと言及していきたいと思いますが、市長がいろいろな場でおっしゃっています、例えば株式会社松うらと防府市との間では60年来の取引きがあったんだと。ですから、今さらこれが、問題が、特には、問題にされることは心外だというような御発言がありましたし、それから、今も言われたし、ほかの場でも言われていますが、いわゆる経済活動、市に物を納めている人は政治に参加できなくなる問題もあると、こういう御発言もありました。しかし、私はこれは市長の法令の認識がちょっと欠けているのではないかというふうに思います。

なぜならば、地方自治法の第92条の2、これは地方公共団体の議員が地方公共団体の請負をしたりする会社の役員をしてはならない、こういう規定ですね、地方自治法。同じく地方自治法の142条が今度は議員でなくて長、長も当該地方公共団体、つまり市ですね、この場合だと、市の請負をするような会社や法人の役員をしてはならないと、はっきり書いてあるんです。

ですから、これはその経済活動を制限するとか、そういう商売している人が政治に参加できなくなるおそれがあるというような次元の問題ではない、地方自治法でそういうことはやってはならないというふうにもともと書いてあるんです。その辺の認識が私はちょっと市長には不十分なのではないか、それがあからこそ、私は、市長はそういう政治倫理条例をこの際決めなければいけないというふうに思い立たれたんだろうと解釈していたわけですが、その点についてはどうですか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） いわゆる兼業の禁止ということについては、私も議員ほどではないと思いますが、ある程度承知をいたしております。すなわちおおむね50%というのがその後の法令とかいろいろな形の中で出ているようでもございまして、私は平成10年6月に市長に就任をいたしました折に、代表取締役をやめなくてもいいが、やめた方がいいかなというような程度の判断で、というのは、当時、売上高に占める割合は1.5%ぐらいの状態でしたので、到底50%までいっているようなものではないわけですから、やめる必要はないかなとも思いましたが、作業に専念することは到底不可能だという気持ちの中で私はやめたようなわけでありまして、それも一つの理由でもあ

りましたので、そういう感覚からいきますと、いわゆる兼業ということが禁止されているいささかの取り引きも全く地方自治法で禁じられているというふうには私は解釈をいたしておらないんですが、その解釈は間違っておるんですかね。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 確かにこの解釈については若干の幅があるようではあります。しかし、今、同様の市長の政治倫理に関する条例というのを定めた地方自治体、かなりあります。県内でも周南市が決めております。私もざっと見ただけですべてを網羅しているわけではありませんが、例えば福岡市、福岡市長の政治倫理に関する条例、福井市長の政治倫理に関する条例、それから小諸市、つくば市、竹田市、ちょっとざっと目につくところだけでもこういうところが市長の政治倫理条例を決めております。

その中で例えば福岡市長の政治倫理に関する条例は、第21条で市長、その配偶者もしくは扶養する親族またはこれらの者が実質的に経営に携わる法人は、地方自治法第142条、先ほど私が言いました兼業禁止ですね、地方自治法第142条の規定の趣旨を尊重し、その精神を尊重するということですね。市もしくは市の出資法人との間の工事、製造、その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約、またはこれらの契約の下請け、もしくは再委託に関する契約を締結しないよう努めなければならない、これもあるんです。努めなければならないという、表現がちょっと柔らかいです。

それから、これはその条例によって随分違うんですね。福井市長の場合は、締結してはなりませんと、こう禁止しております。そのほか辞退をしなければならないとか、さまざまです。周南市の場合も、たしかこれは周南市の条例は、辞退するよう努めなければならない、こういうふうにさまざまであります。

いずれにしても、それは条例によって、いけませんというところと辞退しなければいけないとか、しないようにしなければいけないとか、努力義務規定のところと、いろいろあります。しかし、共通しているのは、地方自治法142条の精神にのっとってこれをやるべきだと。だから地方自治法の142条の精神というのは、やはり好ましくない、そういうことを市と取り引きする会社の役員になることは、本来ならやるべきでないというのがこの精神だと。これは疑いの余地がないことでもありますから、その辺をやはりひとつ市長としても認識していただいて、この政治倫理条例については取り組んでいただきたいと思いますが、何か一言ありましたらお願いします。特にないですか。

それではこの項は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、漁業振興について。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、漁業振興について私の方からお答えさせて

いただきます。

まず、市の漁業の現状でございますが、漁獲量につきましては、山口農林水産統計年報によりますと、平成13年には1,545トンあったものが年々減少いたしまして、4年後の平成17年には887トンと、実に1,000トンを切っております。この漁獲量の減少につきましては、いろいろ原因があるわけですが、海水温や海洋気象の変化、また漁業者の減少など、そういった複合的な要因が考えられております。

漁業就業者数の推移につきましては、平成10年には漁協正組合員数が331名でございましたが、平成19年の現在では222名までに減少しており、また新たな就業者が少なく、後継者の就業と育成が課題となっております。

次に、漁業振興と漁業者の経営安定策でございますが、漁場環境の整備や育てる漁業、水産資源の管理、魚価の安定・販路の拡大等を総合的に支援していく必要があると考えております。

まず、魚価の安定・販路の拡大につきましては、輸入物の魚介類が地物よりも低価格であるため、地物を取り扱う店舗が少ないという現状を踏まえ、平成18年度から山口地域地物普及推進協議会と連携し、その中で販売協力店の開設をお願いしております。

現在、市内スーパー5店舗及び飲食店2軒の協力を得て、地産地消の推進活動に取り組んでおり、今後とも地物の販路の拡大とともに、魚価の安定を図っていききたいと考えております。

また、ブランド化につきましては、市内では平成18年度からハモを名物料理とする取り組みが始まり、市内飲食店の有志による「はも塾」を開校され、料理の質や技術の向上の研究活動を行っておられます。市といたしましても、ハモ料理のさらなるブランド化が定着するよう、引き続き支援してまいります。

次に、燃料油価格の安定・引き下げにつきましては、昨今の急激な原油高は想定を超えたものであり、漁家の経営を圧迫していることは承知しております。このことにつきましては、全国的な問題であり、国の施策を期待するとともに、今後の国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

また、漁船の省エネルギー対策への支援につきましては、漁業者が漁業近代化資金を利用しまして、燃費のよい原動機へ交換するための費用等につきまして、市の利子補給を行っております。

次に、漁業・水産資源の維持につきましては、市の漁業振興策として、昭和51年度から平成16年度にかけて魚礁を、富海をはじめ各沿岸部に40カ所を設置し、漁場の環境の整備を行ってございまして、平成19年度からは野島沖に大型魚礁の設置を実施し、

水産資源の繁殖・保護に努めているところでございます。

なお、魚礁設置後の効果につきましては、潜水調査を平成元年から実施しておりまして、現在までに28カ所を調査し、それぞれ良好に機能していることを確認しております。また、漁協が事業主体となりまして、アワビ、カサゴ、ヒラメ、ガザミの種苗放流やクルマエビの中間育成及び放流などを行っており、これらの事業を支援し、水産資源の維持に努めております。

水産資源の管理につきましては、山口県漁業管理委員会が漁協と協議し、漁期の設定、休漁期の設定、漁具の規制等、管理型漁業を進めることによって、水産資源の保護を行っております。

最後に、漁業就業者の後継者育成への支援策につきましては、新規就業者定着支援事業を実施しておりまして、現在向島で1名が研修中で、平成20年7月の研修終了後は向島で漁業に就業する予定となっております。

漁業を取り巻く環境は、議員御指摘のとおり厳しい状況でございますけれども、今後とも県と協力し、水産振興に努めてまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 御答弁ありがとうございました。

それで先ほど御答弁がありました。防府市の漁獲量の落ち込みというのは、県内でも特に著しいんですね。私も今、県の統計年報を持ってありますけれども、県全体では平成13年と平成17年、5年前と今日を比べますと、県全体でも確かに漁獲量は減っております。しかし、県全体では平成13年に比べて平成17年は84.8%に落ち込んでいる、8割5分ぐらいに落ち込んでいるんですね。ところが防府市はこの同じ期間に実に57.4%、半分近くに落ち込んでいるんですよ。非常に防府市の落ち込みが激しいということが言えると思います。

この漁業問題を一般質問で取り上げたのも初めてか、久しぶりかであるかと思いますが、先ほど壇上でも言いましたように、これは農業と同じく、やはり基幹産業、第一産業として本当に大切な産業です。特に今、ふるさと防府を、本当にまちづくりを防府の特色を活かして進めていこうという取り組みを市を挙げてやっておられる中で、この漁業の振興というのはやはり後回しにしてはいけない問題だろうと思うんです。

先ほど部長から御答弁もありましたけれども、全体に今、予算書や決算書を見ましても、漁業関係の予算、水産費というのは、非常に少ないですね。そして、その少ない上にその大部分がハードウエアに予算が使われているんです。魚礁とか防波堤とか漁港整備とか、それも確かに必要なことです。しかし、幾らそのハードウエアが整備されても魚がこれだ

けとれなくなってきたらどうしようもないんですね。立派な防波堤ができて魚が全然とれない、漁民が生活できない、これでは何にもなりません。

もっと、先ほど壇上でも言いましたし、今、部長からも御答弁ありましたように、魚を増やす、水産資源を増やす、そういうソフトの方の対策にお金を使うべきではないか。もちろん全体の枠も、限られた予算の中で難しいと思いますが、増やすことが必要ですけれども、そういうソフトウェアの魚がとれる、売れる、こういうことに使っていくべきではないかというふうにも思います。

ぜひその点で、市の水産業、漁業を扱うセクションも10年ぐらい前から比べると大分縮小されているかに見えます。昔は水産課というのが独立してありましたけれども、今は林務水産課ということで、林務と水産が一緒になっております。スタッフも、人員も少なくなっています。そこに象徴されているように、この問題がだんだんとやはり縮小されてきているということですから、ぜひこの拡大をお願いしたいというふうに思います。

それでもう一つ部長、お伺いしたいんですが、この漁船の省エネルギー対策というのは、きのうあたりからテレビの報道でも盛んに言っていました。国が今の油の高騰に対して緊急に支援策を設けると、特に漁船の、このエンジンの解体というんですか、省エネルギーエンジンを買いかえる際には、特別の補助ないしは支援策をとるといようなことを言っていますが、その辺の国からの連絡なり、指導はありませんか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員がおっしゃいました油高騰に伴います国の支援策でございますけれども、残念ながらまだ今の時点では県を通じて具体的な施策というのが我々の方には示されてはおりません。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 多分何らかの連絡はあると思いますので、ぜひ早急にこれは漁民の方のために施策をやっていただきたい。

それから、後継者育成もなかなか今、聞きますと、向島に1人だけ定着されるかもしれない方がおられるということですが、これまで7名がチャレンジされて1名だけ今、残っておられるということであるようであります。聞いてみますと支援策といいましても、生活費を毎月15万円ですか、保証するというだけで、あと船、漁船とかの手当てはみんな自分でやらなければいけないとか、あるいは住居の問題とかいろいろありまして、なかなか困難なようです。都会のサラリーマンが夢を抱いて漁師をやってみたいと思って来ても、なかなかそうは、現実には厳しいということではありますが、これについても漁協が事業主体でありますけれども、ぜひ市としてももう少し本当に定着できるような支援策を強

化していただくように要望して、この問題については終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 次は、保育料について。健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 私から保育料についてお答えをいたします。

保育料の軽減につきましては、少子化対策として認識いたしておりますので、本市の保育料基準額は、国が示しております保育料徴収基準額の所得階層区分や年齢区分をさらに細分化するとともに、各区分の保育料単価も低く設定しており、可能な限り保護者負担の軽減に努めております。

次に、保育料の現状でございますが、平成18年度の場合、国の徴収基準額に基づく保育料総額と市の保育料との差額は1億2,213万7,000円でありまして、この金額が市独自の軽減措置となっておりますところでございます。

さらに、多子世帯、低所得家庭への支援策としまして、多子家庭については、県制度の多子世帯保育料等軽減事業が適用されます3歳未満で3人目以降の児童につきまして、現在、防府市では190人の児童を対象に保育料2,716万1,000円の負担軽減をいたしております。また、低所得家庭への支援につきましても、市基準の中で負担軽減を行っております。

財政状況の厳しい中ではございますが、限られた財源の中で、子育てしやすいまちづくりに向けて、さらに努力してまいりたいと存じます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 今、防府市としても国の基準よりは大分支援をしているんだというお話がありました。しかしながら、現実どうかと申しますと、防府市のこの保育料の現状は、例えば幾つかの所得の段階で保育料が決まっているわけですが、例えば子育て世代の中で一番多いと思われる年収300万円前後、御夫婦と子どもさん1人、奥さんはパート収入で非課税限度額以下ということで、300万円から350万円ぐらいの世帯が多いのではなかろうかと思うんですが、この世帯の保育料は3歳未満児で防府市の場合3万円なんですね。この年収300万円といえますと、月に割るとどのくらいか、給与所得者の場合ですよ。年に3カ月ボーナスがあると15カ月で割りますと月収20万円なんです。大体300万円台の人たちで月収20万円前後、そのうち3万円、保育料に払いますね。それから、民間アパートにありますと、普通でも5万円そこらの家賃はとられます。8万円ですね。その他、公租公課なんか払いますと10万円超えます。残る10万弱で毎月生活していかなければいけない、もちろん食費、医療費その他全部ですね。大変厳しいですね。そういう家庭で3万円の保育料を払うのがいかに大変な負担かと

いうのはおわかりいただけるのではないかと思います。そういう実情にあるということ、これをぜひとも引き下げてほしいというのが切実な願いであります。

それと同時に、部長は申されましたが、県内他市の状況を見ますと、保育料、必ずしも防府市は安い方とは言えません。例えば、アトランダムに拾ったんですけれども、長門市の場合は同じ所得階層で、今の年収300万円から300数十万円の世帯、給与所得です。長門市は極端に安いです。3歳未満児は1万9,000円、防府市は3万円ですよ。それから、柳井市もこれは細かく区切ってありますが、一番上の方で、給料300万円台の上の方で保育料2万6,000円、それから美祢市、これも同じ所得階層、給与所得者で子どもさん1人、奥さんが非課税というところで保育料2万9,000円、防府市より1,000円安いです。下関市、これも300万円台の高い方で、3歳未満児で2万7,000円、それから旧山口市、これは防府市と同じですね。それから、旧小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町、これらは同じ階層で2万4,000円、こういうふうに確かにいろいろ階層の分け方その他も違いますので、一概に比較はできませんけれども、しかし、やはり防府市は安くはない、どっちかという高いというふうになっております。

ですから、先ほど壇上でも申し上げましたが、少子化対策として今いろいろな政府の公的な機関や何かが出している結果でも、経済的な負担を軽減していく、とりわけ共働き家庭の保育料の軽減というのは、非常に喫緊の課題になっているというふうにも言われております。

部長、先ほど、これから努力をさらに続けるという御答弁でございましたが、ぜひこの現状を少しでも軽減するように努力するという御答弁、少しその辺のあたりの御決意といえますか、見通しといえますか、御答弁いただけないでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 先ほど最後のお答えの中で努力するということを申し上げました。確かに各市所得階層をいろいろな分け方をしておるのは、その市その市によって所得階層の違いがありますので、防府はやはり防府として一番今の階層が形としてはいいのではないかと考えております。したがって、これからまた我々としてどこまでできるのかというのはまたいろいろ研究する必要があると思っておりますけれども、これにつきましては、何遍も繰り返しますけれども、とにかく努力だけはしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 前向きに改善していく努力をするというふうにお約束いただいたというふうに取り組みまして、いつもにはないことではありますが、時間を残して私の質

問を終わらせていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） いつもにはないということでしたが、大変お疲れでございましょうから、10分間ほど休憩をしたいと思います。

暫時休憩します。

午後 2時45分 休憩

午後 2時57分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、2番、藤本議員。

〔2番 藤本 和久君 登壇〕

2番（藤本 和久君） みどりの会の藤本です。通告に従い、大きく2件、質問をします。

最初に、地球温暖化対策について質問をします。

午前中の今津議員の質問と多分に重複しますが、お許しを願いたいと思います。

この件は、今までにも多くの議員が一般質問し、私も何度か質問をしていますが、防府市の地球温暖化対策が目標どおり進んでいるのかよく見えません。御承知のように昨年2月に京都議定書が発効し、温室効果ガスを2008年度から2012年度の間に1990年比で6%削減することが義務づけられました。しかし、このままでは防府市も日本も目標の達成は不可能だと思います。

世界は大きく動いています。先進国は2020年までに1990年比で25%から40%削減すべきだとの声も上がっています。6%の達成が不可能に近いのにどうしたら25%から40%を達成できるのでしょうか。非常に困難な課題ですが、私たちの地球を守るには是が非でも達成しなくてはならない喫緊の最重要課題です。

3点ほど質問をします。

1点目、防府市は基準年度である1990年の温室効果ガスの排出量のデータもないし、現在のデータもありません。目標値は京都議定書どおり6%減になっていますが、絵にかいたもちにすぎません。これでは地球温暖化対策の効果の検証ができません。問題解決にはPDCAの管理サークルを回す必要がありますが、今の取り組みでは回りません。御所見を伺います。

2点目ですが、喫緊の最重要課題を解決するには、人、物、金をつぎ込む必要があります。もしそれがないのであれば、それらを捻出するために合併も含めた行財政改革も考えなければならないと思います。現在の組織では片手間に地球温暖化対策を推進している

にすぎないと感じています。まずは、専任スタッフを5名から7名程度配置した組織づくりが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

3点目ですが、防府市環境基本計画では、正直言って目標達成はできないと思います。地球温暖化問題に限定した計画書の策定が急務だと考えます。御所見を伺います。

大きな項目の最後ですが、教育行政について2件、質問をします。

文部科学省は、ことし4月24日に全国学力・学習状況調査を実施し、予定の9月より2カ月おくれの11月24日に調査結果を発表しました。今回の調査は、小学校6年生と中学校3年生全員の約220万人を対象として行われました。このような大がかりな学力調査は、中学校が43年ぶり、小学校は初めてとのことで、学力低下が問われたことが調査の一つのきっかけになったようです。

2点ほど質問をします。

1点目ですが、調査結果の公表について質問をします。

文部科学省は、過度の競争などの心配があるとして公表には慎重な姿勢を示していますが、本人、保護者、市民は調査結果を知りたいと思うのは当然だと思います。都道府県別の調査結果は公表されていますが、防府市全体及び各学校別の調査結果を公表する予定はありますか。

2点目ですが、調査結果の分析についてお伺いします。

文部科学省の分析結果を見る限り新たにわかったことは少なく、従来から言われている課題の確認ができたにすぎないようです。77億円もかけての調査にしては得るものが少なく、文部科学省は各自治体の分析を期待しているようですが、防府市教育委員会はどのように対応をされるのか伺います。

最後に、給食費の未納に関して質問をします。

昨年9月より念願の中学校給食が給食センター方式で実施されました。大きな混乱もなく順調に立ち上げることができたのは、関係者の努力のたまものと心から感謝申し上げます。

さて、昨今、学校給食費の未納が大きな社会問題になっています。あろうことか教職員の未納も問題になりました。給食センター方式で実施している8校の中学校の給食費未納の実態を聞かせてください。また、未納があるのであればどのように措置しているのかを聞かせてください。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは環境行政についての御質問にお答えいたします。

今津議員の市民ぐるみの地球温暖化対策についての答弁と重複する部分もあると思いますが、その点は御了承をお願いいたします。

来年は、我が国が京都議定書の6%削減約束をした第一約束期間、2008年から2012年の間になります。しかしながら、2006年（平成18年）の温室効果ガス排出量速報値では、基準年である1990年と比べると、二酸化炭素換算で総排出量は13億4,100万トンで6.4%、二酸化炭素の排出量は12億7,500万トンで11.4%上回っております。これは前年度と比べると総排出量で1,800万トン、1.3%減少しているものの、京都議定書の削減目標の6%を達成することは、非常に困難な状況になっております。

防府市における基準年の温室効果ガス排出量と目標値の明確な提示についてのお尋ねでございますが、温室効果ガスの算出根拠となる電気、化石燃料等が各種統計書では市町村レベルで掌握できないこと、また積み上げ方式による算定方法も確立されておらず、国が示している地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインでも、「温室効果ガス総排出量を基準年比 %削減する」とする総量目標にとらわれず、例えば「マイバッグ持参普及率を %とする」、「ノーマイカー運動参加事業所を 事業所とする」、あるいは「環境家計簿の普及率を %とする」など、個別の事業ごとに事業量を設定する事業量目標を市町村の温暖化対策の基本としております。

そのような状況から、温室効果ガス排出抑制の計画目標は、あくまでも国に準じて基準年度の6%削減としますが、二酸化炭素の排出増加率がとりわけ著しい家庭部門、商業・サービスなどの業務その他部門について、年度ごとに国が発表する基準年比で必要となる部門別削減率の推移を参考にしながら、また環境家計簿アンケート調査による市として取り組むべき施策等の御意見を参考にしながら、商工会議所や自治会連合会など関係機関と協議・連携をし、商業・事業所や家庭における削減のために効果的な事業量目標を定め、これに向けた温暖化に対する危機意識の喚起と実践啓発に努めてまいりたいと思います。

次に、地球温暖化対策を推進するための人材と組織についての御質問でございますが、平成19年4月から、環境行政は、生活安全課環境保全室の専門職員3名で従来の地域環境の汚染防止の公害防止対策、循環型社会の構築、地球環境保全の推進など、環境問題全般に対応しているところでございますが、今後さらに地球温暖化対策を含めた取り組みが求められることから、組織改変を含め体制の整備を図りたいと考えております。

最後に地球温暖化問題に限定した計画書の策定についての御質問でございますが、地球温暖化防止対策の推進に向け、現在の防府市環境審議会地球環境部会を地球温暖化対策部

会に改名し、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づく地球温暖化対策地域協議会として位置づけ、環境省へ地域協議会として登録申請することとおまして、その部会において温室効果ガス削減のための地域推進計画を策定してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長より御回答申し上げます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 御答弁、ありがとうございました。

今の御答弁、当然やっていただかなければならないことですが、さらにその上の、防府市は今、どういう状況になっているのかというのがわかる指標がないと、本当の意味での地球温暖化対策がうまくいっているのかどうかわかりません。ぜひともつくっていただきたいと思います。

防府市には統計学を専攻された職員は何名おられますか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 詳しくは把握しておりません。申しわけありません。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 例えば各家庭はどのくらい消費したのかはアトランダムにデータを、職員はもちろん家庭にお邪魔せんといかんですけれども、アトランダムにお邪魔して1,000戸ぐらいをとれば全体の像はつかめますし、それを定期的にやっていけば、どういうふうに進んでいるかというのはわかると思います。ぜひとも統計的な手法でもってとっていただければ、全戸やる必要はないと思います。ただ、事業所については、数もそんなに多くないでしょうから、職員が足を運んでとるということをぜひやっていただきたいと思います。

生活環境部長に伺いますが、12月3日と4日にNHKが「クローズアップ現代」を放映しました。見られましたか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 申しわけございません。見ておりません。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 今からシリーズでNHKが放映しますので、ぜひとも見ていただきたいと思います。

きょうも放映されます。きょうは「森林破壊はとめられるか」ということで、7時半からやりますので、NHKのコマーシャルをしているわけではないんですが、見てください。同じく生活環境部長と産業振興部長にお伺いします。

山口県が主催しています、企業との協働による水源の森づくり体験活動、こういうものを御存じですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 詳細は把握しておりませんが、防府市におきましては、先般森林、佐波川のダムの付近ですけれども、企業の方もその森林ボランティアとして参加をされたという報告は受けております。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 私はそういう活動の取り組みがされておるということは承知をしておりますけれども、中身の具体的なものまでは承知をしておりません。申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） きょうのNHKの「クローズアップ現代」で「森林破壊はとめられるか」というのが放映されますけれども、山口県は山口森林づくり県民税を創設しました。これは荒廃している森林の機能回復事業を行っていますけれども、あわせて県民に森林の大切さを知ってもらう事業も展開しております。その一つが今紹介しました企業との協働による水源の森づくり体験活動です。ことしは企業からの参加者が37名、行政が18名、合計55名で山口市徳地の市有林に植林されています18年杉の間伐作業を行いました。オリエンテーションから森づくりセミナー、間伐の実技指導を受けた後に間伐をやったんですけれども、行政の参加者には防府市水道局から4名が参加されました。その中には目の前にいらっしゃいます管理者も参加をされました。お疲れさまでした。残念なのは市長部局からはどなたもおられませんでした。去年もおられませんでした。世話をする県は大変でしょうが、このような活動の輪が広がれば本当に素晴らしいなというふうに思います。来年度以降、市長部局からの参加者がいることを期待いたします。

個別な質問をさせていただきたいと思います。

地球温暖化対策の大きな柱、いろいろあると思うんですが、一つの大きな柱は、化石燃料にかわる代替エネルギーの導入だと思います。この代替エネルギーとしては、太陽光、太陽熱、地熱、風力等の自然エネルギーと現在注目されておりますバイオエネルギー等があります。

自然エネルギーを利用した発電設備の導入ですが、成り行きでは前に進まないと思います。しっかりした目標値を持って、家庭や企業に願いする姿勢が必要だと思います。そういう主導的立場にある行政が自然エネルギーの導入に対して消極的であってはならないと思います。費用対効果ではないと私は思います。

9月議会の一般質問でも質問しましたが、新体育館に太陽光発電設備の導入計画がないのは大変残念に思います。行政が率先垂範しなくちゃだれがついていくでしょうか。自然エネルギーの導入についての見解を伺います。

次に、バイオエネルギーの導入に関して質問をします。

全国各地で菜の花プロジェクトなるものが立ち上がっています。これは休耕田に菜の花を栽培をし、収穫した菜種から菜種油を絞り出して生産をし、それを販売する、もちろん家庭で天ぷら油なんか使ってもらうんですが、その使用済みの天ぷら油、菜種油を回収し、これを燃料化してディーゼルエンジン用の燃料として活用すると、こういった典型的なリサイクル活動ができておるところがたくさんあります。

また、世界各地ではトウモロコシやサトウキビ、木材等からバイオエタノールを生産して、それらをガソリンと混ぜて自動車の燃料にする動きが出ております。エネルギーを生産する時代が到来したように思います。このバイオエネルギーの導入についての見解を伺います。

以上、2点お願いします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 自然エネルギーを利用した太陽光発電等の新エネルギーの導入ということでございます。これにつきましては、今、議員御指摘のとおりでございます。化石燃料というものからこういった新たなエネルギーを確保していくということがぜひ必要であると私どもも考えておりまして、したがって、現在、小学校等々にも規模は別にして入れておりますけれども、午前中の今津議員さんの御質問にもお答え申し上げましたように、できるだけそういうものを新たな施設をつくる時もそういった新エネルギーの導入について、私どもの方からも積極的に担当部署等々への働きかけ、そうしたのもやっつけていきたいと思っておりますし、また折に触れてこういった新エネルギーのメリットというものを市民の方々にも啓発を行いまして、特に新しい家をつくられたり、そうした場合の参考にさせていただきながら環境問題の改善への協力を求めていきたいと、このように思っております。

次に、そのバイオエネルギー等でございますが、これにつきましては、議員御承知のとおり、当面、今クリーンセンターの方でそういったエネルギーの導入計画も今進めておるところでございます。いろいろな事業所に入れていくということになりますと、それぞれの事業所の方にもそうしたお願いというものもしていかなざるを得ないのかなと、このように考えておりますけれども、行政といたしましては、そういった先ほどの新エネルギーの導入も含めまして、新たなエネルギーの開発というものも今から先に、視野にできるだけ

入れていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 午前中今津議員から紹介がありました愛知県の田原市、そこは市役所みずから廃油を回収して、それをディーゼルエンジン用の燃料にする、市役所の中に機械を設置してやっておるんですね。そういった動きをしておる先進地もありますので、これだけという意味でなくて、市役所みずから動くということも大事なことでないかというふうに思います。

松浦市長は、安岡正篤先生の一日一言、これを愛読されていると思いますけれども、12月17日の一言は、時務となっております。事の務めではなくて時の務めです。ちょっと読ませてもらいます。

「事務の方は基礎さえあれば多分に機械的に済むことであるが、時務の方は時という文字が示すとおり、そのとき、その場、その問題に対してその人間がいかになすべきかという生きた問題だから、どうしてもその根本にその人の教養、信念、職権、器量というものが大切になってくる。教養や見識、職権がなければ真実は見抜けない。それには多くの学問を学ばなくてはならない」こういうふうに書いてあります。これ私毎朝読んでいるんですが、なかなか難しく理解できないんですが、これについてはそうだなというふうに思いました。この時務は造語ではなくて、ちゃんと広辞苑にも載ってありました。

地球温暖化問題の対応は時務では前に進まないと思います。時務はできる環境の整備をぜひともお願いしたいと思います。

この項はこれで終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、教育行政について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 初めに、全国学力調査結果についての御質問にお答えします。

平成19年4月24日に実施されましたこの調査は、全国の小学校6年生及び中学校3年生を対象とし、文部科学省が行った平成19年度全国学力・学習状況調査と呼ばれるものです。

まず、調査結果の公表についてですが、このことにつきましては、文部科学省から山口県教育委員会を通しまして、実施要領に基づいて行うよう指導を受けております。この実施要領に、本調査の目的は、「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ること」と明示されています。また、調査結果の取り扱いについて、個々の市町村名及び個々の学校名を明らかにした公

表は行わないこと、本調査の結果は、学力の特定の一部であること、さらに序列化や過度の競争につながらないように特段の配慮を施すことが示されております。

本市教育委員会といたしましては、この実施要領に示された考え方にに基づき、本市及び各学校の平均回答率等の数値を公表しない考えでございます。

続きまして、調査結果の分析についてお答えします。

本調査の内容は、御承知のとおり「教科に関する調査」と「生活習慣や学習環境等に関する調査」の2つとなっております。教科に関する調査は、小学校では国語と算数、中学校では国語と数学の2教科において、主として知識に関する問題と主として活用に関する問題が実施されました。知識に関する問題については、今回出題された学習内容をおおむね理解していることや、活用に関する問題については、知識に関する問題に比べて正答率が低いことなど、本市におきましても全国の結果内容とほぼ同じ傾向にあると言えます。

ただし、このことにつきましても、実施要領に明示されていますように、「本調査により測定できる学力は特定の一部であること」から、本調査の結果だけでなく、日ごろの授業における児童・生徒一人ひとりの学びを教師がしっかり見取り、評価し、指導に活かすことが大切だと考えております。

次に、生活習慣や学習環境等に関する調査についてですが、この調査から児童・生徒の生活及び学習の習慣並びに環境に関するさまざまな状況を把握することができました。この調査結果もおおむね全国の結果内容と同じ傾向にあり、朝ごはんを毎日食べている、家で宿題をしているなど、生活及び学習のよい習慣が身につけている児童・生徒の平均正答率が全体的に高い傾向にあることがわかりました。

このことから、児童・生徒の生活及び学習の習慣並びに環境が個々の学びの基盤となることを再確認し、学校、家庭、地域が連携しながら、生活及び学習の習慣並びに環境の改善を一層図っていく必要を感じているところでございます。

最後に、今後の対応についてお答えします。

今、市内の各小・中学校においては、今日的な教育課題及び児童・生徒の学習、生活の実態を踏まえて研究課題を設定し、研修に取り組んでいるところでございます。今後、各学校がさらなる学力向上に向けて本調査結果の分析及び児童・生徒の学力並びに学習状況の実態把握を行い、課題の見られた点を中心に学力向上プランの作成及び見直しを図り、着実に実践していくことが必要と考えております。

本市教育委員会といたしましても、本調査で明らかになったことを踏まえ、各種研修会及び学校訪問等で、学力向上プランの作成及び見直しについて支援を行ってまいりたいと考えております。

また、全国学力・学習状況調査結果の活用及び教師の授業力向上を研究の柱とした防府市教育委員会研究指定校事業の展開や、防府市教育研究プロジェクトの一つである授業力向上研究プロジェクト委員会の研究成果の活用等を通して、児童・生徒の学力向上ための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、給食費の未納についての御質問にお答えいたします。

平成18年度の学校給食センターの給食費の納付状況につきましては、各中学校への請求金額が約1億205万円に対しまして、今年4月末時点で約53万円が未納となっており、納付率は99.48%でございます。

また、未納分はどのように処置しているのかというふうな御質問でございましたが、各中学校で納付された給食費の範囲内で食材費等を賄っており、未納分についての補てんは行っておりません。したがって、この給食費の未納分が食材の質の低下につながるのではないのかという懸念が持たれますが、先ほど納付状況を説明いたしましたとおり、今現在においては、特段、質の低下には至っていないと考えております。

学校給食センターでは、国内産、地場産の食材を重視した一品ごとの入札により安全で安価な食材を購入しており、多くの生徒たちからおいしいという評価をもらっております。

また、給食費の収支決算につきましては、学識経験者、保護者代表、学校関係者で構成された防府市学校給食センター運営委員会において、収支決算及び監査報告をしており、給食費の収支状況については、保護者代表を通じて御理解いただいていると思っております。

本来、学校給食は、学校教育活動の一環として実施され、生徒の心身の健全な育成に重要な役割を果たしており、学校における食育においても、食に関する指導を効果的に進めるために大きな教育的意義を持つものであります。

今後、給食費の納入については、学校と市教育委員会で連携をとり、他都市の事例を参照しながら、対応マニュアル、要領の作成等、実情に応じた適切な対策を講じ、より一層、保護者の納付への理解を求めてまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 結果の公表ですけれども、実施要領を見ますと、「都道府県教育委員会は、市町村及び学校の状況について市町村名や学校名を明らかにしてはならない」と、こうなっています。しかしながら、市町村教育委員会は、今の理由により学校の状況について個々の学校名を明らかにしてはならない、ですから防府市全体はこうですよというのは公表してもいいんですね。それについてどう思われますか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

今、議員御指摘のとおり個々の学校名を発表することはいけませんということは、文科省並びに県の教育委員会から指導を受けております。ですが、本市の全体の傾向がどうあるかにつきましては、今、壇上の方からは、概要について言葉で申して説明責任の一端を果たしたわけでございますが、この後、数値的な、県が示した程度のもので発表することがいいのかどうか、もう少し数字を吟味したいと思っております。というのは一端数字が出ますと、数字だけがひとり歩きするという危険性がありますので、誤解がないものかどうかということをもう一回十分に総点検しながら、慎重にこのことについて対応させていただきます。

壇上で申しました全体の傾向については、今、いろいろなことをこの議会で御報告申し上げましたが、教育委員会の中でも、あるいは校長会の中でも一応同じことを御報告申し上げております。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 公表の是非については、5人の教育委員会で構成されている狭義の教育委員会に諮られたと思うんですけれども、議案の提出は公表しません、あるいは公表したいと、どちらで提案されたんですか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） これは文科省並びに県教委の指導を受けたのを踏まえまして、概要を発表させていただくということで、委員さん方の御了解をいただきました。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） その委員から公表に賛成の意見とそれから反対の意見があったと思うんですけれども、全部紹介してもらえますか。どういう意見があったのか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） まだ本当に細かいところまでの分析を終わっていないので、今申し上げたような概要でございますから、突っ込んだ委員さん方の御意見はございませんでした。一応、このたびの大きな学力調査の結果が全国の傾向で似ているということでの御理解いただくということで、それ以上の特別な御意見はまだいただいておりません。今後、今から、もう一つ突っ込んで、委員さん方に説明をする段階で、いろいろなまた思いを聞かせていただけたらと思っております。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 教育行政の最高機関ですよ、教育委員会。ですからもっとけんけんがくがくの論議があつてしかるべきではなかったかというふうに私は思うんですけ

れども、この学力調査は来年度以降も続きますので、ぜひとも慎重な協議を論議をしていただきたいというふうに思います。

学校教育行政は、教育委員会をトップにした学校関係者だけが行うのではなくて、市民も積極的に参加しなくてはなりません。結果を知らずしてどうして今後の学校教育に活かすことができるのかという疑問を私は持っております。学校関係者だけには公表して市民には公表しない、この行為は、学校教育行政は学校関係者だけが行うので、市民はいらんこと言うなというふうに私には聞こえますので、ぜひとも数字ぐらいは出してもいいのではないかと。これが過度の競争をあおるとは私には到底思えませんので、ぜひとも検討していただきたいと思います。もう決めたことですからこれ以上言いませんけれども、論議してもらいたいと思います。

今後の対応ですけれども、2点ほど質問をさせていただきます。

今年度の全国学力調査の計画の中には、全国の平均正答率の目標値はないように思いますし、新聞報道を見る限りこの正答率が本当に目標はどうだったかという論議はされておられませんけれども、結果の分析と今後の対応をしていく上でははっきりすべきだと思うんですが、市教委としてどういうふうにとられていますか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御指摘のとおり、このたびの発表していただきました数値の中には目標値はございません。全国の平均正答率、あるいは正答数というものしか発表されていませんので、それぞれの問題がどういうふうな目標の問題だったのかわかりませんが、教育委員会としましては、全国のこの平均値にあわせて、どの教科が、教科も国語と算数、数学がA、Bと分かれていまして、Aの方はおおむね全国の同じような傾向でございまして大きな問題はありませんが、Bの方に関しましては、やはり教科によって、あるいは学校によっていろいろと課題がございます。

今から、先ほど壇上でも申しましたけれども、各学校ともこの実態を踏まえまして、学力向上のプランをつくり直すか、あるいは初めてつくるところもありますが、つくるか、あるいはつくり直すかということをやっていただくと同時に、我々は膨大な今、市だけでもこんなに情報があるわけですね。これを今からつぶさに分析して、整理して、学校と突き合わす中で、本市はこういう方向にいきますと、そのときにおたくの学校ではこういう問題がありますということまで出しながら、平成20年度には市全体の同じ歩調でもって取り組む事柄、それから各学校で独自に取り組んでいく事柄等々を整理して、20年度に間に合うように今からデータの分析、整理、そして学校との間の考え方の調整等々をやっ

てまいりたいと思っております。

なお、市の行政としましても今からいろいろな施策を講じていくわけですが、これまで展開してありました施策、あるいはこれから新たに展開しようと思うものを含めて約20ぐらいの事業を今考えているわけですが、これをもう少し整理しながら焦点化して、学校と行政、あるいは保護者の方、地域の方と一体となって同じ方向でもって本市の児童・生徒の学力向上に努力していこうと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） この項を最後に要望したいと思うんですが、以前、私、この一般質問で「早寝早起き朝ごはん」を提唱しました。今回の学力調査でこれが実証されたわけですから、ぜひともこれに取り組んでいただきたいということを要望して、次の給食費の未納の問題について再質問をさせていただきます。

未納が53万円だったと、99.48%、これはすばらしいのかどうか私にはわかりませんが、少なくとも53万円は食材費が落とされたわけですね。これはだれの権限で落としていいという判断をされたんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） だれの権限と言われても大変困るんですが、親御さんの今日的ないろいろな方々のお考えがありまして、この学校給食費が、ある人によりますと、義務教育だから無料であるというようなお考えを持った方もいらっしゃいますし、あるいはほかのところに金を使わなければいけないから給食費を払わないという方もありますけれども、まずは親御さんにこの学校給食費をお子さんのために払っていただくということの重要性をしっかりと解いていくことを努めております。

したがいまして、18年度末で53万円となっていますけれども、後からの説得でまた入ってくるのもありますので、年度としては一応53万円になっていますが、これが永久に53万円が残るというわけではございません。学校の校長ほか職員の方々、あるいは行政の給食にかかわっている者等々が一丸となって、とにかく未納という状態をつくらないように今、努力していますし、またこれからも努力させていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） だれの権限かはっきりしないんですが、その食材を買うときにこれだけの予算で買いなさいというのが少なくなっているわけですよ。今99.48%ですから余り目立たないと思いますが、これが半分だったら、半分の予算で食材を買うわけですよ。そうすると完納している親から見たらいいかげんにしてくれと、とって、あるいは税金でも投入してやってくれと思うんですよ。ただ、数字がこれだから言わないだけであって、私は一種の詐欺に近いと思うのですよね。ですから、だれの権限でこうし

たかというのをはっきりしておかなければいかんと思うんですよ。だれの権限ですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） なかなかはっきりとこれ権限がだれにあり、そしてその部分について滞納分を例えば市が補てんしなさいとか、そういったような話が大きくなれば出てくるかもしれませんが、給食費そのものの、先ほど全体で1億何がしかの金額を申し上げましたけれども、いわゆる市税なりとはちょっと違った形で、それぞれ保護者から実費としていただいておりますので、その中で53万円のものがないというような形で、現在は何とか全然、ほとんどと言っていいほど質の低下もなしにきておるといふうなことでございます。このあたりのところは権限といいますか、そういった一つのやり繰りができておるといふような形で、今のところは済ませてもらっておるといふことでございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） しつこいようですけれども、はっきりしておかないといかんと思いますので、質問させていただきますが、給食費の徴収は1カ月ごとに集めるものですが、これは前納ですか、後納ですか。食べた後に集めるんですか、食べる前に集めるんですか。どちらですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 徴収方法については、ちょっと具体的によくわかりませんが、毎月それぞれの小学校、中学校で毎月例えば5,000円とかいったような形で徴収をさせていただいております。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 前もって集めていれば集まったお金で食材を買々と、これはわかります。後集めるのであれば幾らの食材を買えばいいのか計算できませんよね。その点をお伺いしてるんです。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 給食センターにおきましては、それぞれ現実、毎月食材の購入という形で、入札なりしたような形で物品の購入をいたしております。当然4月から3月までの給食の経費について保護者の方に御負担をいただくということにしておりますので、その経費的なもの、あるいは支払いの期限、納入業者に対して支払いの期限とかいろいろある形であろうと思いますから、多分その月ごとにお金をいただいて、その支払いがまたお金が入った時点で業者さんの方に支払われるというような形になっておるんだろうと思っております。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） ちょっと質問が悪いのかもしれませんが、前もって集めたお金ならそのお金で買えばいいんですよ。後集めるのであればその差額が生じるではないですか。その差額は業者負担ですか。それとも……。暫時休憩しましょう。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後 3時45分 休憩

午後 3時46分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、再開します。

教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 保護者の方からいたしますと後納という形になっておるようでございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） ということは後納であれば前もって100円のものの食材でつくったら、後、90円しか入らなかったら、その差額はどのように措置させるんですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それぞれ給食センターにおきましては、当然、実際に対応についてまで想定して物は買ってはおりません。それぞれ毎月幾ら、生徒1人当たり275円等集めれば全体で何百万円とか、そういったような形で入っておるわけでございますけれども、それぞれ給食そのものが子どものいろいろな出席なり欠席なり等ありまして、少しは余裕を持った形で納めてもらっておるところでございます。ですから、年度の最後になりますと、給食日数等もいろいろ変動がありますので、それぞれの全体の給食費から見れば少しずつ余裕を持った形でやりくりしているというのが実情でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 自校方式なら私もここまで言わないんですけども、8校集めて給食センターでつくって各校に配分しているわけですね。100%完納している学校から見ればそれはおかしいではないかということにもなるし、完納している親から見たら、保護者から見たら、その食材費を落とされるのは私がおかしいと。本来なら全保護者の了解のもとにこれが運営されなければならないというふうに思いますので、ぜひともそこら、よく精査されて、善処していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、2番、藤本議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、1番、原田議員。

〔1番 原田 洋介君 登壇〕

1番（原田 洋介君） 会派息吹の原田洋介でございます。本日最後となりました。事前に通告をしておりましたので、質問のお許しをいただきたく思います。どうも早く終われという雰囲気を感じておりますが、目いっぱい時間を使って健康都市づくりについて質問をさせていただきますので、執行部におかれましては、真摯な御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、最近メタボリックシンドロームという言葉をよく聞きます。このメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の大きな要因になると言われています。男性ではおおむねウエスト85センチ以上、女性で90センチ以上、40代以上の日本人男性の約半数、女性では約20％にその危険性があると言われております。余談でございますが、私のウエストは100センチ、これに該当いたします。

では、このメタボリックを解消するためにはどうすればいいのでしょうか。まずはしっかり運動することでございます。一番手っとり早くできる運動といえばウォーキングが考えられます。ウォーキングは理想的な有酸素運動と言われ、多くの酸素が体内に送り込まれ、心肺機能が活性化し、血行もよくなり、余分な脂肪を燃やすことができます。

ウォーキング人口も年々増加し、今では3,000万人とも4,000万人とも言われております。年齢層も幅広く、小学生から御年配の方まで手軽に取り組むことができるこのウォーキングをスポーツとして考えた場合、もちろん日本で一番多いスポーツ人口の競技ということになります。

防府市内でも朝夕と多くの方がウォーキングをされています。市役所でもお昼休みには桑山方面へ歩いて行かれる方がたくさんいらっしゃいます。かく言う私も最近時間があるときには歩くようにしております。しかしなかなか効果が出てきません。どうしてなのでしょう。

防府市では、後期基本計画の中で「元気が育つ人づくり」として、生き生きとした豊かな暮らしと健康づくりの推進がうたわれております。その健康づくり推進のために御提案申し上げたいのがウォーキングロードの整備とウォーキングマップの作成でございます。私たちの住む防府市は、多くの自然があり、無機質な都会と比べ市内随所でいろいろな四季を感じることができます。また、市内には多くの名所、旧跡があり、歴史と文化を感じることができる素晴らしいふるさとでございます。

そこでお伺いをいたしますが、市民が気軽に利用できるよう、身近なコースを設定し、

距離、表示板等をつけてウォーキングロードとして整備をしていくお考えはないでしょうか。例えば佐波川の河川敷、歴史を感じることができる天満宮周辺から毛利氏本邸に至る旧山陽道、三谷森林公園から右田ヶ岳、そして大平山など、あわせてそれらを紹介するようなマップ、市民はもとより市外の方々にもPRをできるようなウォーキング案内マップを作成することについて、執行部のお考えをお聞かせいただきたく思います。

2点目、これに関連いたしまして、街区公園に健康遊具などを設置してはどうかという質問でございます。

平成5年の都市公園法の改正により、これまで専ら児童の利用に供することを目的とする都市公園であった児童公園が主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園、街区公園に名前が変わりました。この背景には、高齢化社会の進展、余暇時間の増大など、社会情勢の変化に伴って、児童だけでなく、幅広い年齢層の住民が使うことができるコミュニティ施設にするということがあります。

市内の公園の施設を見てみますと、ブランコやジャングルジムなど、児童向けの遊具は設置していますが、高齢者、大人向けの施設というものはほとんど見られません。健康都市づくりに向けて健康遊具・介護予防遊具などを設置していただきたいと思いますが、執行部の御見解をお伺いいたします。

あわせて現在市内に29ある街区公園、またその他の公園に設置してある遊具のうち、高齢者が利用できるような施設、遊具等が設置されているところがあるでしょうか。あればその公園と遊具についてお示しいただきたく思います。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 1番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 健康都市づくりについての御質問にお答えいたします。

まず、御質問の1点目のウォーキングロードの整備とウォーキングマップの作成を進めてはどうかということですが、内閣府調査によりますと、この1年で行った運動、スポーツ種目でウォーキングは1991年以降第1位をキープしておりまして、その比率も年々増加しております。ウォーキング推定人口は4,000万人以上に上ると言われておりまして、実に日本人の3人に1人がウォーキングを楽しんでいると考えられ、まさに国民的スポーツであると言えます。

市内の公園内でウォーキングができるものとしては、桑山公園の1,100メートルの高齢者健康の道、向島運動公園の1,207メートル、861メートル、717メートルのジョギングコースがございます。現在、市内でも多くの市民の方々が御自分の生活に合

わせて、体調や時間帯などを考慮し、早朝や夕方に自宅を出発・終点として、自宅周辺の実行しやすいコースを楽しみながら自己の健康管理に努めておられます。

つきましては、新たなコースの設定や案内マップの作成は考えておりませんが、本来ウォーキングは、子どもから高齢者まで手軽に健康づくりの効用が期待できますので、生活習慣病の予防や健康増進の意識を高めるためにも、運動の必要性や効果について啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、街区公園に健康遊具・介護予防遊具等の設置をしてはどうかとの御意見でございます。現在、市には街区公園32カ所、地区公園2カ所、運動公園1カ所、総合公園1カ所、緑地12カ所、緑道1カ所の計49カ所の都市公園及び緑地を開設し、子どもから高齢者まで、市民が安全で、安心して利用できるよう維持管理に努めております。

健康遊具につきましては、向島運動公園の散策路に平行棒、腹筋台、ストレッチ用ベンチ等、また大平山山頂公園に足の裏のつばを刺激する健康歩道を設置しておりますが、現在のところ32の街区公園につきましては、御指摘のとおり鉄棒、ブランコ、滑り台といった児童・幼児向けの遊具を設置しているものの、健康遊具・介護予防遊具等を設置した公園はございません。

街区公園は地域に密着した公園で、市民が憩いの場として利用するものであるとされており、子どもに対しては遊具を、高齢者に対しては高齢者に合った健康遊具等を提供していかなければならないことは、十分承知しております。

したがって、公園の遊具の中には設置後かなりの年数を経過したものもありまして、計画的に順次更新していくこととしておりますので、更新に当たりましては、地域の皆様方と複合遊具か健康遊具・介護予防遊具等にするかについて、御相談をして取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 1番、原田議員。

1番（原田 洋介君） ありがとうございます。

まず初めの項のウォーキングマップ、ウォーキングロード等は、直接そうしたものは今はする考えがないということでお伺いをいたしました。

ここにちょっと紹介をさせていただきたいんですけれども、これは福島県のいわき市の方でつくっていらっしゃるいわき市健康ウォーキングマップというもの、インターネットからダウンロードできるものなんですけれども、いわき市の方で保健所でこういうふうに折って、しおりのようにしてやるもののようなんですけれども、これが健康づくりの一助に、ぜひこのマップを利用してあちこち歩いてみてくださいということで、中に市内のい

ろいろなコース、10のコースが設定してあって、それが紹介してあって、このマップをつくった目的というか、このマップが皆様の歩くきっかけになることができればということで、このウォーキングコースの設定とマップをつくられたそうであります。

私も壇上で申しました、いろいろ歩くんですが、なかなか効果が出ない、やはり継続して歩いていかなければなかなか効果は出ないというふうに思っております。私も最近友達と時間を見つけて歩くようにしておるんですが、1人で歩くのはなかなかきついですね。やはり友人と二、三人で一緒にいろいろ話しながら歩くとすごく効果的であったりするんですけども、例えば飽きやすの者が毎日同じところへ行くとどうしても飽きてしまうとか、そういうことが考えられますので、ですから市内に、僕らがやるのは例えばきょうは佐波川に集合とか、きょうは天満宮の鳥居の下に集合とか、そういう感じで時間をつくって歩いたりしております。

それぞれ自分たちで行けばいいんですけども、例えばそういう達成する過程で、きょうはここからここまでのどれぐらいの距離を歩いたとか、そういうものをチェックをしていくような、何か物があれば非常に歩きやすいと思うんですが、なんかそのあたり、例えばこういうものはつからないというふうにおっしゃいましたけれども、例えば市広報とか、そういったものに何かお勧めの、ここからここはこういうふう to 歩く to 何キロぐらいあってどうですよというような、そういうガイド的なものをつくっていただいたりとか、そういうお考えというのがあるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） いろいろな手段はあると思いますので、その都度、その局面局面の中で考えていくことといたしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、やはり御自身の気分に応じて、あるいは事情に応じてコースというものは御自身で決められていくものではあると思いますが、例えばここからここまで歩けば何キロありますよ、ここからここまでの距離はこのぐらいですよという一つの目安をお示しすることによって、多少なりとも動機づけにはなるであろうと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 1番、原田議員。

1番（原田 洋介君） 先ほども御紹介させていただきましたいわき市の健康ウォーキングマップなんですけれども、それぞれのコースでいろいろ難易度とか、これは子どもから楽しめますよとか、これはちょっと上級者の方でないと無理ですよとかいう感じで、どんどん段階を踏んでいけばどんどんあなたも健康に近づいていきますよというような、なんかそういうガイドのマップにもなっております。ぜひ、また、いわき市のホームページ

とかに載っておりますので、ぜひ御参考にさせていただいて、ごらんいただきたいというふうに思います。

それから、これはどうなるんでしょう、ぜひお聞きしたいんですが、答弁が、健康福祉部のようですから、健康福祉部長にお伺いをいたしますが、日本ウォーキング協会が選定された「歩きたくなる道500選」というものを御存じでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） わかりません。

議長（行重 延昭君） 1番、原田議員。

1番（原田 洋介君） この「歩きたくなる道500選」というのは、社団法人日本ウォーキング協会というところが国土交通省、日本放送協会などの後援のもとにウォーカーの視点から歩きたくなる道を選び、この道を通じて、歩いて発見する日本各地のさまざまな魅力を紹介し、歩きたくなる観光日本のイメージを高め、観光立国や地域振興に役立てるとともに、車社会、車優先社会から人優先社会への転換を図り、健やかでゆとりある社会の実現に資することを目的に選ばれたものです。これは全国都道府県から多分10個ずつぐらい、47都道府県ありますから、それぞれ約10個ずつぐらいの選んだコースがあるんですが、山口県からも10個選ばれてまして、これが西の京・山口歴史探訪のみち（山口市）、関門歴史ロード（下関市）、秋吉台探勝のみち（秋芳町）、10個いろいろあるんですが、これが萩市、あと宇部市、長門市、周南市、下関市というふうになっておいて、防府市にはこのコースというものがございません。これは自薦とか他薦とかいろいろ推薦で選ばれて、全国から2,000幾つもの、最初、候補が挙げられて、それからこれが500が選定されたものなんですが、防府市からこれを送った、公募に対して応募したということはあったのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 申しわけございません。そのような情報は全然、講じておりません。

議長（行重 延昭君） 1番、原田議員。

1番（原田 洋介君） わかりました。先ほど紹介しましたいわき市ももちろんこの歩きたくなる道の福島県のところで選ばれております。ですから、メタボリック対策とか市民の健康という意味でのウォーキングマップというふうなことを言っておるんですけども、これを例えばホテルとか、ビジネスホテルとかそういったところのフロントにちょっと置かせてもらうことで、例えば観光に来られた方がそういうマップを見られて、ちょっと時間があるから市内歩いてみようかなということで、いろいろ市内を歩かれて、そこ

でまたなんかいろいろお食事をされたり、いろいろなものを買われたりというふうに、そこからまたいろいろな相乗効果も生まれてくると思うんですが、ぜひ、つくるお考えはないということをおっしゃっていただけるといいんですが、市長もいろいろな所を歩かれたり、山に登られたり、そういうことを積極的にされている方でございます。市制75周年記念事業とまでは言いませんけれども、ぜひ防府市を対外的にPRできるようなそういったマップ等を作成いただければというようなことをお願いいたしまして、この項を終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 次は、街区公園について。1番、原田議員。

1番（原田 洋介君） 続きまして、2点目の方なんですけれども、この質問をすることに際しまして、先日市内のいろいろ各地街区公園を見て歩いたんですが、遊具の中ではブランコでもぐるぐる巻きにしてあって使えないようなものがたくさん今の時点でありました。いろいろ私も遊具について調べてみたんですけれども、例えばブランコにしても、支柱とかが耐用年数で10年から15年、そしてさまざまなそのあたりの周辺の金具ですね、そういったもので3年から5年というふうな耐用年数のようなんですけれども、今、現時点で市内の遊具について耐用年数の過ぎたものというのはどれぐらいあるんでしょうか。また、それを把握していらっしゃればお示しいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今の耐用年数が過ぎたものということでございますが、耐用年数が何年までかということで判定しますと、なかなか厳しいものがありますので、私どもの方で遊具の点検判定表というものをつくっております。これがA、B、C、Dランクに分けておりますが、一番悪い、262カ所、現在、遊具があります。その中で一番、Dとしまして、使用部材等に異常があると、今後、修繕または破損し、更新が必要という箇所が今現在10カ所あるということでございます。その耐用年数から言うとなかなか厳しいものがあるんですが、遊具の点検等をした中で、そういう、先ほどブランコがぐるぐる巻きにしてあるというような箇所が現在10カ所あります。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 1番、原田議員。

1番（原田 洋介君） 耐用年数がなかなか厳しいというのはよく意味がわからないので、わかりやすく教えていただければと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 耐用年数と言えば私どもは先ほどの中で、15年未満かなとは考えておりますが、遊具でありますのでいろいろな遊具がありますから、今まで使って、点検でオーケーであれば使っていておられるという状況でございます。

す。

議長（行重 延昭君） 1 番、原田議員。

1 番（原田 洋介君） わかりました。そういった意味でなかなか厳しいと、ありがとうございます。

今、危険な遊具が 10カ所ぐらいあるということでしたが、これからこの一番危険なものに対して具体的に、今ここで、ここの遊具がこうでそれでこれからどうするというようなその更新の計画というものは、お教えいただいたりということはできるでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 遊具につきましては、私どもが管理しております。その中で、平成 18 年の 6 月議会と平成 18 年の 12 月議会で同僚議員も質問されておりますが、その中で今、街区公園に絞って御説明申し上げますと、今までは児童公園であったということで、市の方が児童公園向けにブランコとかジャングルジムとか、そういうものをつけておったわけですが、今後は市として、その周辺に住まれる方の居住される方の利用となる公園を目的としておりますので、この更新につきましては、今後、どのような遊具というか、先ほども言われました健康づくりに向けての健康遊具にするものか、それとも介護予防遊具、これ、余り高度なものになりますとインストラクター等つけないといけないという問題もありますので、大人も子どもも遊べるような健康遊具であればそのあたりが設置できるのではないかとということで、地元の皆様のまずは御意見をお聞きしながら、老朽化した箇所から随時設置してまいりたいと考えております。

また、限られた予算の中でどうしても設置するものですから、まず公園の維持管理費等にも相当な維持管理費を投資しております。維持管理費では 1,000 万円何がしかの費用もかかりますし、そのあたりも含めまして、地元の皆さんと何が一番どういうふうにするのか、前回もお答えしましたが、イベント向きでどうしても利用されるところにつきましては、こういう健康遊具等にしようとか、児童向けのブランコにしようとか、複合遊具にしようとか、いろいろ御相談できると思いますので、そのあたりでよろしく願いしたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 1 番、原田議員。

1 番（原田 洋介君） わかりました。しっかり地元の方々と協議をしてこれから考えていきたいということでございます。公園を利用する方からしても、例えば公園に行って、古いブランコが置いてあって、それが使えないというので、公園に行こうかなとも思いませんし、そういった遊具がきちんとできて、これが健康というか、いろいろストレッチできたり腹筋やったりするような、いろいろありますけれども、そういったものがあると公

園へ行ってちょっと運動でもしてみようかなというふうに思うようになると思います。そうなってくるとやはり公園にまで歩いて行って、そこでちょっと運動して、また家に帰って来ようかというような方もどんどん増えてくると思いますので、ぜひ、今回、質問を出しても、いろいろな、土木都市建設部長さんだったり、健康福祉部長さんだったり、いろいろ出したけれども、しっかり横のつながりとか、ぜひ健康的な、健康都市として、ぜひこの防府市も頑張っていたきたいと思いますので、そういった縦割りではなくて、いろいろなそういったことについてもしっかり庁内で御協議いただいて、しっかりとみんなが健康になれるような、そして私もしっかり運動してウエストが締まるような、そういうふるさと防府市をつくっていただきたいと思います。そのことを要望いたしまして、時間は早いようでございますが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、1番、原田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 4時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月10日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 木 村 一 彦

防府市議会議員 重 川 恭 年